

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入, 公社貸付)

捺印



永沼 輝昭
株式会社宮城リスタ大川 代表取締役 大槻稲夫

1. 各 筆 明 細

市町村名		石巻市		公告年月日		令和 年 月 日																																																																																																																																																																																									
整 理 番 号	権利の設定をする者の氏名又は名称及び住所(A)	(氏名又は名称) [永沼 俊一(自署)]		(同意印)		(住 所)																																																																																																																																																																																									
	権利の設定を受ける者・権利の設定する者の氏名又は名称及び住所(B)	(氏名又は名称) 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑 正徳		(同意印)		(住 所) 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号																																																																																																																																																																																									
	権利の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所(C)	(氏名又は名称) 株式会社 宮城リスタ大川 代表取締役 大槻稲夫		(同意印)		(住 所) 宮城県石巻市福地字大正19番地1																																																																																																																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">権利を設定する土地(D)</th> <th colspan="2">権利の設定内容(E)</th> <th colspan="4">権利の設定する土地の(A)以外の権限者等(F)</th> </tr> <tr> <th>所 在</th> <th>地番</th> <th>地 目</th> <th colspan="2">面 積 (㎡)</th> <th rowspan="2">権利の 種 類</th> <th rowspan="2">内 容</th> <th rowspan="2">借 賃 (円)</th> <th rowspan="2">住 所</th> <th rowspan="2">氏名又は名称</th> <th rowspan="2">権限の 種 類</th> <th rowspan="2">(同意印)</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>大 字</th> <th>枝番</th> <th>登記簿</th> <th>現 況</th> <th>登記簿</th> <th>現 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>釜谷</td> <td>大谷地</td> <td>414 4</td> <td>田</td> <td>田</td> <td>1,863</td> <td>1,863</td> <td>賃借権</td> <td>水田</td> <td>14,904</td> <td></td> <td>[永沼 輝昭 相続人]</td> <td></td> <td>大川</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(持ち分 分の1)</td> <td></td> <td>印</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>[永沼 輝昭 相続人]</td> <td></td> <td>印</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(持ち分 分の1)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>[永沼 輝昭 相続人]</td> <td></td> <td>印</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(持ち分 分の1)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>1 筆</td> <td></td> <td></td> <td>1,863.00 ㎡</td> <td>1,863.00 ㎡</td> <td></td> <td></td> <td>14,904 円</td> <td>手数料</td> <td>149 円</td> <td colspan="2">手数料は(C)が(A)の分を負担する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">権利の設定内容(D)の各筆共通事項</td> <td colspan="2">存続期間(始期及び終期)</td> <td colspan="2">令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日</td> <td colspan="7"> 借 賃 の 支 払 方 法 ◎権利の設定をする者(A)の場合 毎年11月25日までにし手(所有者)指定口座に手数料を差引, 振込むこと。 ◎権利の設定を受ける者(C)の場合 毎年11月10日までに手数料を加えて支払う。 </td> </tr> </tbody> </table>								権利を設定する土地(D)						権利の設定内容(E)		権利の設定する土地の(A)以外の権限者等(F)				所 在	地番	地 目	面 積 (㎡)		権利の 種 類	内 容	借 賃 (円)	住 所	氏名又は名称	権限の 種 類	(同意印)	備 考	大 字	枝番	登記簿	現 況	登記簿	現 況	釜谷	大谷地	414 4	田	田	1,863	1,863	賃借権	水田	14,904		[永沼 輝昭 相続人]		大川												(持ち分 分の1)		印												[永沼 輝昭 相続人]		印												(持ち分 分の1)														[永沼 輝昭 相続人]		印												(持ち分 分の1)																																													合 計		1 筆			1,863.00 ㎡	1,863.00 ㎡			14,904 円	手数料	149 円	手数料は(C)が(A)の分を負担する。		権利の設定内容(D)の各筆共通事項		存続期間(始期及び終期)		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		借 賃 の 支 払 方 法 ◎権利の設定をする者(A)の場合 毎年11月25日までにし手(所有者)指定口座に手数料を差引, 振込むこと。 ◎権利の設定を受ける者(C)の場合 毎年11月10日までに手数料を加えて支払う。						
権利を設定する土地(D)						権利の設定内容(E)		権利の設定する土地の(A)以外の権限者等(F)																																																																																																																																																																																							
所 在	地番	地 目	面 積 (㎡)		権利の 種 類	内 容	借 賃 (円)	住 所	氏名又は名称	権限の 種 類	(同意印)	備 考																																																																																																																																																																																			
大 字	枝番	登記簿	現 況	登記簿									現 況																																																																																																																																																																																		
釜谷	大谷地	414 4	田	田	1,863	1,863	賃借権	水田	14,904		[永沼 輝昭 相続人]		大川																																																																																																																																																																																		
											(持ち分 分の1)		印																																																																																																																																																																																		
											[永沼 輝昭 相続人]		印																																																																																																																																																																																		
											(持ち分 分の1)																																																																																																																																																																																				
											[永沼 輝昭 相続人]		印																																																																																																																																																																																		
											(持ち分 分の1)																																																																																																																																																																																				
合 計		1 筆			1,863.00 ㎡	1,863.00 ㎡			14,904 円	手数料	149 円	手数料は(C)が(A)の分を負担する。																																																																																																																																																																																			
権利の設定内容(D)の各筆共通事項		存続期間(始期及び終期)		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		借 賃 の 支 払 方 法 ◎権利の設定をする者(A)の場合 毎年11月25日までにし手(所有者)指定口座に手数料を差引, 振込むこと。 ◎権利の設定を受ける者(C)の場合 毎年11月10日までに手数料を加えて支払う。																																																																																																																																																																																									

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入)

2. 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この農用地利用集積等促進計画の公告により設定される。

(2) 借賃の変更

この計画に同意した後に農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行う借賃等の情報(以下「借賃等の情報」という。)の提供があった場合には、その借賃等の情報を勘案し、権利の設定をする者(以下「甲」という。)、及び権利の設定を受ける者(宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)以下「乙」という。)が協議して定める額(協議が調わなかった場合は農業委員会(市町村)が調整した額)に変更することができる。

(3) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、乙が支払期限までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期限までその支払を猶予する。

また、甲は当該転借人より借賃が支払われない場合は、乙に対し当該転借人より借賃が支払われるまで猶予する。

(4) 転賃

甲は、乙が目的物を第三者に転賃して当該転借人に使用及び収益させることに異議がない。

(5) 借賃の増額又は減額

目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の増額又は減額の請求があり、乙が当該借賃を増額又は減額する場合には、乙は甲に対して増額又は減額の請求をすることができる。また、民法第609条の規定に基づき、利用権の目的物が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃が不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、その収益の額に至るまで、減額を請求することができる。

増額又は減額すべき額について甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとし、協議が調わないときは農業委員会(市町村)の調整した額とする。

(6) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める権利の存続期間の中途において解約しようとする場合には、同意を得るものとする。

(8) 修繕及び改良

ア 乙は目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、甲と協議のうえ定めるものとする。

イ 目的物の修繕は、甲が行う。ただし、緊急を要するとき、その他甲において行うことができない場合で乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。

ウ 目的物の改良は、乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、その同意を要しない。

エ 修繕費又は改良費の負担又は償還は民法及び土地改良法に従う。

なお、償還すべき有益費の額について甲乙の協議が調わないときは、甲及び乙双方の申し出に基づき市町村(農業委員会)が設定した額とする。

(9) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、甲が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として乙が転借人に負担させる。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が転借人に負担させる。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が転借人に負担させる。

(10) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、「農地中間管理事業に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条に該当するときは、知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(11) 権利の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定された権利は消滅する。

(12) 目的物の返還

ア 権利の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から30日以内に甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

イ 乙は(8)のエによる場合、その他法令による権利である場合を除き、目的物の返還に際し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積等計画に定めるところにより設定されている権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議のうえ、真にやむを得ないものと認められる場合にはこの限りではない。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、甲乙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議して定める。

3. 権利の設定を受ける者の農業経営の状況等

該当なし

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社貸付)

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

1の各筆明細に定める宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)(以下「乙」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「丙」という。)が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

乙は、丙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用集積等促進計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、乙、丙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転賃

丙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転賃してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾を得た場合はこの限りではない。

(5) 遅延損害金

ア 丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年14.6パーセントの割合で計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙は、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他乙において修繕することができない場合で乙の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 丙は、乙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には乙の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

乙及び丙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方及び土地所有者の同意を得るものとする。

(8) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、土地所有者が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として丙が負担する。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、丙が負担する。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、丙が負担する。

(9) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、乙及び丙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(10) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、丙は、その満了の日から30日以内に、乙に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

乙及び丙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、乙、丙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) 権利取得者の責務

丙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(13) 機構関連事業の施行

乙が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、乙丙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、乙丙及び県が協議して定める。

農用地利用集積等促進計画 (権利設定・公社借入, 公社貸付)

捺印



長谷川 保夫
株式会社宮城リスタ大川 代表取締役 大槻稲夫

1. 各 筆 明 細

		市町村名		石巻市		公告年月日		令和 年 月 日									
整 理 番 号	権利の設定をする者の氏名又は名称及び住所 (A)		(氏名又は名称) [長谷川 敦子(自署)]		(同意印)		(住 所)										
	権利の設定を受ける者・権利の設定する者の氏名又は名称及び住所 (B)		(氏名又は名称) 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑 正徳		(同意印)		(住 所)										
	権利の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所 (C)		(氏名又は名称) 株式会社 宮城リスタ大川 代表取締役 大槻稲夫		(同意印)		(住 所) 宮城県石巻市福地字大正19番地1										
権利を設定する土地(D)												権利の設定内容(E)		権利の設定する土地の(A)以外の権限者等(F)			
所 在		地番	地 目		面 積 (㎡)		権利の	内 容		借 賃	住 所	氏名又は名称	権限の 種 類	(同意印)	備 考		
大 字	字	枝番	登記簿	現 況	登記簿	現 況	種 類		(円)								
釜谷	馬川	200 3	田	田	843	843	貸借権	水田	6,744			[長谷川 保夫 和親人]		印	大川		
釜谷	馬川	200 4	田	田	900	900	貸借権	水田	7,200			(持ち分 分の1)			大川		
												[長谷川 保夫 和親人]		印			
												(持ち分 分の1)					
												[長谷川 保夫 和親人]		印			
												(持ち分 分の1)					
合 計		2 筆			1,743.00 ㎡	1,743.00 ㎡			13,944 円	手数料	139 円	手数料は (C) が (A) の分を負担する。					
権利の設定内容(D) の各筆共通事項		存続期間 (始期及び終期)				令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日											
		借 賃 の 支 払 方 法				◎権利の設定をする者 (A) の場合 毎年11月25日までにし手 (所有者) 指定口座に手数料を差引, 振込むこと。 ◎権利の設定を受ける者 (C) の場合 毎年11月10日までに手数料を加えて支払う。											

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入)

2. 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この農用地利用集積等促進計画の公告により設定される。

(2) 借賃の変更

この計画に同意した後に農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行う借賃等の情報(以下「借賃等の情報」という。)の提供があった場合には、その借賃等の情報を勘案し、権利の設定をする者(以下「甲」という。),及び権利の設定を受ける者(宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)以下「乙」という。)が協議して定める額(協議が調わなかった場合は農業委員会(市町村)が調整した額)に変更することができる。

(3) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、乙が支払期限までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期限までその支払を猶予する。

また、甲は当該転借人より借賃が支払われない場合は、乙に対し当該転借人より借賃が支払われるまで猶予する。

(4) 転賃

甲は、乙が目的物を第三者に転賃して当該転借人に使用及び収益させることに異議がない。

(5) 借賃の増額又は減額

目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の増額又は減額の請求があり、乙が当該借賃を増額又は減額する場合には、乙は甲に対して増額又は減額の請求をすることができる。また、民法第609条の規定に基づき、利用権の目的物が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃が不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、その収益の額に至るまで、減額を請求することができる。

増額又は減額すべき額について甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとし、協議が調わないときは農業委員会(市町村)の調整した額とする。

(6) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める権利の存続期間の中途において解約しようとする場合には、同意を得るものとする。

(8) 修繕及び改良

ア 乙は目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、甲と協議のうえ定めるものとする。

イ 目的物の修繕は、甲が行う。ただし、緊急を要するとき、その他甲において行うことができない場合で乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。

ウ 目的物の改良は、乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、その同意を要しない。

エ 修繕費又は改良費の負担又は償還は民法及び土地改良法に従う。

なお、償還すべき有益費の額について甲乙の協議が調わないときは、甲及び乙双方の申し出に基づき市町村(農業委員会)が設定した額とする。

(9) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、甲が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要経常費は、原則として乙が転借人に負担させる。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が転借人に負担させる。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が転借人に負担させる。

(10) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、「農地中間管理事業に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条に該当するときは、知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(11) 権利の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定された権利は消滅する。

(12) 目的物の返還

ア 権利の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から30日以内に甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

イ 乙は(8)のエによる場合、その他法令による権利である場合を除き、目的物の返還に際し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積等計画に定めるところにより設定されている権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議のうえ、真にやむを得ないものと認められる場合にはこの限りではない。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、甲乙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議して定める。

3. 権利の設定を受ける者の農業経営の状況等

該当なし

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社貸付)

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

1の各筆明細に定める宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)(以下「乙」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「丙」という。)が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

乙は、丙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用集積等促進計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、乙、丙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転賃

丙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転賃してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾を得た場合はこの限りではない。

(5) 遅延損害金

ア 丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年14.6パーセントの割合で計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙は、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他乙において修繕することができない場合で乙の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 丙は、乙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には乙の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

乙及び丙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方及び土地所有者の同意を得るものとする。

(8) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、土地所有者が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として丙が負担する。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、丙が負担する。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、丙が負担する。

(9) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、乙及び丙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(10) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、丙は、その満了の日から30日以内に、乙に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

乙及び丙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、乙、丙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) 権利取得者の責務

丙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(13) 機構関連事業の施行

乙が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、乙丙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、乙丙及び県が協議して定める。

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入, 公社貸付)

捺印



神山 定男

株式会社宮城リスタ大川 代表取締役 大槻和夫

1. 各 筆 明 細

1. 各 筆 明 細										市町村名	石巻市	公告年月日	令和	年	月	日	
整 理 番 号						(氏名又は名称) 〔和田 松男(自署)〕				(同意印)	(住 所)						
	権利の設定をする者の氏名又は は名称及び住所 (A)																
	権利の設定を受ける者・権利 の設定する者の氏名又は名称 及び住所 (B)					(氏名又は名称) 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑 正徳				(同意印)	(住 所) 仙台市青葉区堤通雨宮町 4 番 1 7 号						
権利の設定を受ける者の氏名 又は名称及び住所 (C)					(氏名又は名称) 株式会社 宮城リスタ大川 代表取締役 大槻稻夫				(同意印)	(住 所) 宮城県石巻市福地字大正19番地1							
権利を設定する土地(D)										権利の設定内容(E)		権利の設定する土地の(A)以外の権限者等(F)					
所 在		地番	地 目		面 積 (㎡)		権利の 種 類	内 容	借 賃 (円)	住 所	氏名又は名称	権限の 種 類	(同意印)	備 考			
大 字	字	枝番	登記簿	現 況	登記簿	現 況											
釜谷	谷地中	521 1	田	田	957	957	賃借権	水田	7,656		〔神山 定男 相続人〕		印	大川			
釜谷	谷地中	521 2	田	田	998	998	賃借権	水田	7,984		(持ち分 分の1)			大川			
釜谷	大谷地	412 10	田	田	1,414	1,414	賃借権	水田	11,312		〔神山 定男 相続人〕		印	大川			
釜谷	大谷地	412 11	田	田	1,223	1,223	賃借権	水田	9,784		(持ち分 分の1)			大川			
釜谷	大谷地	412 3	田	田	436	436	賃借権	水田	3,488		〔神山 定男 相続人〕		印	大川			
釜谷	大谷地	412 4	田	田	197	197	賃借権	水田	1,576		(持ち分 分の1)			大川			
釜谷	大谷地	412 5	田	田	1,795	1,795	賃借権	水田	14,360					大川			
釜谷	大谷地	412 6	田	田	44	44	賃借権	水田	352					大川			
釜谷	大谷地	412 7	田	田	139	139	賃借権	水田	1,112					大川			
釜谷	大谷地	412 8	田	田	66	66	賃借権	水田	528					大川			
釜谷	大谷地	412 9	田	田	998	998	賃借権	水田	7,984					大川			
合 計		11 筆			8,267.00 ㎡	8,267.00 ㎡			66,136 円								

神山 定男

株式会社宮城リスト大川 代表取締役 大槻信夫

市町村名	石巻市	公告年月日	令和	年	月	日
------	-----	-------	----	---	---	---

権利を設定する土地(D)							権利の設定内容(E)		権利の設定する土地の(A)以外の権限者等(F)				備 考
所 在 大 字	地 番 枝 番	地 目 登記簿	現 況	面 積 (㎡) 登記簿	面積 (㎡) 現 況	権利の 種 類	内 容	借 賃 (円)	住 所	氏名又は名称	権限の 種 類	(同意印)	
合 計		11筆			8,267.00 ㎡	8,267.00 ㎡		66,136 円	手数料	661 円	手数料は(C)が(A)の分を負担する。		
		存続期間(始期及び終期) 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日											
権利の設定内容(D)の各筆共通事項		借 賃 の 支 払 方 法				◎権利の設定をする者(A)の場合 毎年11月25日までに出し手(所有者)指定口座に手数料を差引、振込むこと。 ◎権利の設定を受ける者(C)の場合 毎年11月10日までに入手料を加えて支払う。							

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入)

2. 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この農用地利用集積等促進計画の公告により設定される。

(2) 借賃の変更

この計画に同意した後に農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行う借賃等の情報(以下「借賃等の情報」という。)の提供があった場合には、その借賃等の情報を勘案し、権利の設定をする者(以下「甲」という。)、及び権利の設定を受ける者(宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)以下「乙」という。)が協議して定める額(協議が調わなかった場合は農業委員会(市町村)が調整した額)に変更することができる。

(3) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、乙が支払期限までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期限までその支払を猶予する。

また、甲は当該転借人より借賃が支払われない場合は、乙に対し当該転借人より借賃が支払われるまで猶予する。

(4) 転賃

甲は、乙が目的物を第三者に転賃して当該転借人に使用及び収益させることに異議がない。

(5) 借賃の増額又は減額

目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の増額又は減額の請求があり、乙が当該借賃を増額又は減額する場合には、乙は甲に対して増額又は減額の請求をすることができる。また、民法第609条の規定に基づき、利用権の目的物が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃が不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、その収益の額に至るまで、減額を請求することができる。

増額又は減額すべき額について甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとし、協議が調わないときは農業委員会(市町村)の調整した額とする。

(6) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める権利の存続期間の中途において解約しようとする場合には、同意を得るものとする。

(8) 修繕及び改良

ア 乙は目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、甲と協議のうえ定めるものとする。

イ 目的物の修繕は、甲が行う。ただし、緊急を要するとき、その他甲において行うことができない場合で乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。

ウ 目的物の改良は、乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、その同意を要しない。

エ 修繕費又は改良費の負担又は償還は民法及び土地改良法に従う。

なお、償還すべき有益費の額について甲乙の協議が調わないときは、甲及び乙双方の申し出に基づき市町村(農業委員会)が設定した額とする。

(9) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、甲が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として乙が転借人に負担させる。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が転借人に負担させる。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が転借人に負担させる。

(10) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、「農地中間管理事業に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条に該当するときは、知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(11) 権利の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定された権利は消滅する。

(12) 目的物の返還

ア 権利の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から30日以内に甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

イ 乙は(8)のエによる場合、その他法令による権利である場合を除き、目的物の返還に際し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積等計画に定めるところにより設定されている権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議のうえ、真にやむを得ないものと認められる場合にはこの限りではない。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、甲乙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議して定める。

3. 権利の設定を受ける者の農業経営の状況等

該当なし

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社貸付)

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

1の各筆明細に定める宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)(以下「乙」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「丙」という。)が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

乙は、丙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用集積等促進計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、乙、丙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転賃

丙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転賃してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾を得た場合はこの限りではない。

(5) 遅延損害金

ア 丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年14.6パーセントの割合で計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙は、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他乙において修繕することができない場合で乙の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 丙は、乙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には乙の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

乙及び丙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方及び土地所有者の同意を得るものとする。

(8) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、土地所有者が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として丙が負担する。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、丙が負担する。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、丙が負担する。

(9) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、乙及び丙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(10) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、丙は、その満了の日から30日以内に、乙に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

乙及び丙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、乙、丙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) 権利取得者の責務

丙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(13) 機構関連事業の施行

乙が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、乙丙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、乙丙及び県が協議して定める。

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入、公社貸付)

捺印



高泉 亀男

株式会社宮城リスタ大川 代表取締役 大槻昭夫

1. 各筆明細

		市町村名 (同意印)		石巻市		公告年月日		令和 年 月 日									
整 理 番 号	権利の設定をする者の氏名又は名称及び住所(A) (氏名又は名称) [高泉 和志(自署)]		(同意印)		(住 所)												
	権利の設定を受ける者・権利の設定する者の氏名又は名称及び住所(B) (氏名又は名称) 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑 正徳		(同意印)		(住 所) 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号												
	権利の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所(C) (氏名又は名称) 株式会社 宮城リスタ大川 代表取締役 大槻昭夫		(同意印)		(住 所) 宮城県石巻市福地字大正19番地1												
権利を設定する土地(D)												権利の設定内容(E)		権利の設定する土地の(A)以外の権限者等(F)			
所 在		地番	地 目		面 積 (㎡)		権利の種 類	内 容	借 賃 (円)	住 所	氏名又は名称	権限の種 類	(同意印)	備 考			
大 字	字	枝番	登記簿	現 況	登記簿	現 況											
釜谷	入釜谷	200 2	田	田	976	976	貸借権	水田	7,808		[高泉 亀男 相続人]		印	大川			
釜谷	入釜谷	200 3	田	田	977	977	貸借権	水田	7,816		(持ち分 分の1)			大川			
釜谷	入釜谷	201 1	田	田	651	651	貸借権	水田	5,208		[高泉 亀男 相続人]		印	大川			
釜谷	入釜谷	201 2	田	田	1,035	1,035	貸借権	水田	8,280		(持ち分 分の1)			大川			
釜谷	入釜谷	201 3	田	田	499	499	貸借権	水田	3,992		[高泉 亀男 相続人]		印	大川			
											(持ち分 分の1)						
合 計		5 筆			4,138.00 ㎡	4,138.00 ㎡			33,104 円	手数料	331 円	手数料は(C)が(A)の分を負担する。					
権利の設定内容(D) の各筆共通事項		存続期間(始期及び終期)				令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日											
		借 賃 の 支 払 方 法				◎権利の設定をする者(A)の場合 毎年11月25日までに出し手(所有者)指定口座に手数料を差引、振込むこと。 ◎権利の設定を受ける者(C)の場合 毎年11月10日までに手数料を加えて支払う。											

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入)

2. 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この農用地利用集積等促進計画の公告により設定される。

(2) 借賃の変更

この計画に同意した後に農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行う借賃等の情報(以下「借賃等の情報」という。)の提供があった場合には、その借賃等の情報を勘案し、権利の設定をする者(以下「甲」という。)、及び権利の設定を受ける者(宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)以下「乙」という。)が協議して定める額(協議が調わなかった場合は農業委員会(市町村)が調整した額)に変更することができる。

(3) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、乙が支払期限までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期限までその支払を猶予する。

また、甲は当該転借人より借賃が支払われない場合は、乙に対し当該転借人より借賃が支払われるまで猶予する。

(4) 転賃

甲は、乙が目的物を第三者に転賃して当該転借人に使用及び収益させることに異議がない。

(5) 借賃の増額又は減額

目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の増額又は減額の請求があり、乙が当該借賃を増額又は減額する場合には、乙は甲に対して増額又は減額の請求をすることができる。また、民法第609条の規定に基づき、利用権の目的物が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃が不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、その収益の額に至るまで、減額を請求することができる。

増額又は減額すべき額について甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとし、協議が調わないときは農業委員会(市町村)の調整した額とする。

(6) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める権利の存続期間の中途において解約しようとする場合には、同意を得るものとする。

(8) 修繕及び改良

ア 乙は目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、甲と協議のうえ定めるものとする。

イ 目的物の修繕は、甲が行う。ただし、緊急を要するとき、その他甲において行うことができない場合で乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。

ウ 目的物の改良は、乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、その同意を要しない。

エ 修繕費又は改良費の負担又は償還は民法及び土地改良法に従う。

なお、償還すべき有益費の額について甲乙の協議が調わないときは、甲及び乙双方の申し出に基づき市町村(農業委員会)が設定した額とする。

(9) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、甲が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として乙が転借人に負担させる。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が転借人に負担させる。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が転借人に負担させる。

(10) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、「農地中間管理事業に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条に該当するときは、知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(11) 権利の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定された権利は消滅する。

(12) 目的物の返還

ア 権利の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から30日以内に甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

イ 乙は(8)のエによる場合、その他法令による権利である場合を除き、目的物の返還に際し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積等計画に定めるところにより設定されている権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議のうえ、真にやむを得ないものと認められる場合にはこの限りではない。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、甲乙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議して定める。

3. 権利の設定を受ける者の農業経営の状況等

該当なし

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社貸付)

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

1の各筆明細に定める宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)(以下「乙」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「丙」という。)が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

乙は、丙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用集積等促進計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、乙、丙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転賃

丙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転賃してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾を得た場合はこの限りではない。

(5) 遅延損害金

ア 丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年14.6パーセントの割合で計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙は、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他乙において修繕することができない場合で乙の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 丙は、乙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には乙の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

乙及び丙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方及び土地所有者の同意を得るものとする。

(8) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、土地所有者が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として丙が負担する。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、丙が負担する。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、丙が負担する。

(9) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、乙及び丙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(10) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、丙は、その満了の日から30日以内に、乙に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

乙及び丙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、乙、丙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) 権利取得者の責務

丙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(13) 機構関連事業の施行

乙が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、乙丙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、乙丙及び県が協議して定める。

農用地利用集積等促進計画 (権利設定・公社借入, 公社貸付)

捺印



相澤 興次
株式会社宮城リスタ大川 代表取締役 大槻昭夫

1. 各筆明細

		市町村名 (同意印)		石巻市		公告年月日		令和 年 月 日							
整 理 番 号	権利の設定をする者の氏名又は名称及び住所 (A)		(氏名又は名称) [相澤 純子(自署)]		(同意印)		(住 所)								
	権利の設定を受ける者・権利の設定する者の氏名又は名称及び住所 (B)		(氏名又は名称) 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑 正徳		(同意印)		(住 所) 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号								
	権利の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所 (C)		(氏名又は名称) 株式会社 宮城リスタ大川 代表取締役 大槻昭夫		(同意印)		(住 所) 宮城県石巻市福地字大正19番地1								
権利を設定する土地(D)										権利の設定内容(E)		権利の設定する土地(A)以外の権限者等(F)			
所 在		地番	地 目		面 積 (㎡)		権利の	内 容		借 賃	住 所	氏名又は名称	権限の	(同意印)	備 考
大 字	字	枝番	登記簿	現 況	登記簿	現 況	種 類			(円)			種 類		
針岡	別圃	302 6	田	田	999	999	貸借権	水田	7,992			[相澤 興次 相蔵人]		印	大川
												(持ち分 分の1)			
												[相澤 興次 相蔵人]		印	
												(持ち分 分の1)			
												[相澤 興次 相蔵人]		印	
												(持ち分 分の1)			
合 計		1 筆			999.00 ㎡	999.00 ㎡			7,992 円	手数料	79 円	手数料は (C) が (A) の分を負担する。			
権利の設定内容(D) の各筆共通事項		存続期間 (始期及び終期)				令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日									
		借 賃 の 支 払 方 法				◎権利の設定をする者 (A) の場合 毎年11月25日までに出し手 (所有者) 指定口座に手数料を差引, 振込むこと。 ◎権利の設定を受ける者 (C) の場合 毎年11月10日までに手数料を加えて支払う。									

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入)

2. 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この農用地利用集積等促進計画の公告により設定される。

(2) 借賃の変更

この計画に同意した後に農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行う借賃等の情報(以下「借賃等の情報」という。)の提供があった場合には、その借賃等の情報を勘案し、権利の設定をする者(以下「甲」という。)、及び権利の設定を受ける者(宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)以下「乙」という。)が協議して定める額(協議が調わなかった場合は農業委員会(市町村)が調整した額)に変更することができる。

(3) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、乙が支払期限までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期限までその支払を猶予する。

また、甲は当該転借人より借賃が支払われない場合は、乙に対し当該転借人より借賃が支払われるまで猶予する。

(4) 転賃

甲は、乙が目的物を第三者に転賃して当該転借人に使用及び収益させることに異議がない。

(5) 借賃の増額又は減額

目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の増額又は減額の請求があり、乙が当該借賃を増額又は減額する場合には、乙は甲に対して増額又は減額の請求をすることができる。また、民法第609条の規定に基づき、利用権の目的物が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃が不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、その収益の額に至るまで、減額を請求することができる。

増額又は減額すべき額について甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとし、協議が調わないときは農業委員会(市町村)の調整した額とする。

(6) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める権利の存続期間の中途において解約しようとする場合には、同意を得るものとする。

(8) 修繕及び改良

ア 乙は目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、甲と協議のうえ定めるものとする。

イ 目的物の修繕は、甲が行う。ただし、緊急を要するとき、その他甲において行うことができない場合で乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。

ウ 目的物の改良は、乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、その同意を要しない。

エ 修繕費又は改良費の負担又は償還は民法及び土地改良法に従う。

なお、償還すべき有益費の額について甲乙の協議が調わないときは、甲及び乙双方の申し出に基づき市町村(農業委員会)が設定した額とする。

(9) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、甲が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要経常費は、原則として乙が転借人に負担させる。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が転借人に負担させる。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が転借人に負担させる。

(10) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、「農地中間管理事業に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条に該当するときは、知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(11) 権利の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定された権利は消滅する。

(12) 目的物の返還

ア 権利の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から30日以内に甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

イ 乙は(8)のエによる場合、その他法令による権利である場合を除き、目的物の返還に際し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積等計画に定めるところにより設定されている権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議のうえ、真にやむを得ないものと認められる場合にはこの限りではない。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、甲乙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に疑義が生じたときは、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議して定める。

3. 権利の設定を受ける者の農業経営の状況等

該当なし

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社貸付)

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

1の各筆明細に定める宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)(以下「乙」という。)による賃借権又は使用賃借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「丙」という。)が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

乙は、丙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用集積等促進計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、乙、丙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転賃

丙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転賃してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾を得た場合はこの限りではない。

(5) 遅延損害金

ア 丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年14.6パーセントの割合で計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙は、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他乙において修繕することができない場合で乙の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 丙は、乙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には乙の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

乙及び丙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方及び土地所有者の同意を得るものとする。

(8) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、土地所有者が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として丙が負担する。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、丙が負担する。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、丙が負担する。

(9) 賃借権又は使用賃借権の消滅

天災地変その他、乙及び丙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用賃借権は消滅する。

(10) 目的物の返還

賃借権又は使用賃借権の存続期間が満了したときは、丙は、その満了の日から30日以内に、乙に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用賃借権に関する事項の変更の禁止

乙及び丙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、乙、丙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) 権利取得者の責務

丙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(13) 機関関連事業の施行

乙が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、乙丙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、乙丙及び県が協議して定める。

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入,公社貸付)

捺印



佐藤 ちさと
株式会社 ゆいっこ 代表取締役 奥山 浩

1. 各筆明細

										市町村名	仙台市	公告年月日	令和 年 月 日						
整理番号	権利の設定をする者の氏名又は名称及び住所(A) (氏名又は名称) [鈴木 慶子(自署)] (同意印)										(住 所)								
	権利の設定を受ける者・権利の設定する者の氏名又は名称及び住所(B) (氏名又は名称) 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑 正徳 (同意印)										(住 所) 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号								
	権利の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所(C) (氏名又は名称) 株式会社 ゆいっこ 代表取締役 奥山 浩 (同意印)										(住 所) 宮城県石巻市北上町橋浦字行人前178番地1								
権利を設定する土地(D)														権利の設定内容(E)		権利の設定する土地(A)以外の権限者等(F)			
所 在		地番	地 目		面 積 (㎡)		権利の種 類	内 容	借 賃 (円)	住 所	氏名又は名称	権限の種 類	(同意印)	備 考					
大 字	字	枝番	登記簿	現 況	登記簿	現 況													
北上町橋浦	行人前	647 1	田	田	986	986	賃借権	水田	11,832		(佐藤 ちさと 相続人)		印	北上					
北上町橋浦	行人前	647 2	田	田	614	614	賃借権	水田	7,368		(持ち分 分の1)			北上					
北上町橋浦	行人前	647 3	田	田	952	952	賃借権	水田	11,424		(佐藤 ちさと 相続人)		印	北上					
北上町橋浦	行人前	647 4	田	田	1,200	1,200	賃借権	水田	14,400		(持ち分 分の1)			北上					
北上町橋浦	行人前	647 5	田	田	983	983	賃借権	水田	11,796		(佐藤 ちさと 相続人)		印	北上					
北上町橋浦	行人前	647 6	田	田	803	803	賃借権	水田	9,636		(持ち分 分の1)			北上					
合 計		6 筆			5,538.00 ㎡	5,538.00 ㎡			66,456 円	手数料	664 円	手数料は (C) が (A) の分を負担する。							
権利の設定内容(D) の各筆共通事項		存続期間(始期及び終期) 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日																	
		借 賃 の 支 払 方 法		◎権利の設定をする者(A)の場合 毎年11月25日までにし手(所有者)指定口座に手数料を差引,振込むこと。 ◎権利の設定を受ける者(C)の場合 毎年11月10日までに手数料を加えて支払う。															

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入)

2. 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この農用地利用集積等促進計画の公告により設定される。

(2) 借賃の変更

この計画に同意した後に農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行う借賃等の情報(以下「借賃等の情報」という。)の提供があった場合には、その借賃等の情報を勘案し、権利の設定をする者(以下「甲」という。)、及び権利の設定を受ける者(宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)以下「乙」という。)が協議して定める額(協議が調わなかった場合は農業委員会(市町村)が調整した額)に変更することができる。

(3) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、乙が支払期限までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期限までその支払を猶予する。

また、甲は当該転借人より借賃が支払われない場合は、乙に対し当該転借人より借賃が支払われるまで猶予する。

(4) 転賃

甲は、乙が目的物を第三者に転賃して当該転借人に使用及び収益させることに異議がない。

(5) 借賃の増額又は減額

目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の増額又は減額の請求があり、乙が当該借賃を増額又は減額する場合には、乙は甲に対して増額又は減額の請求をすることができる。また、民法第609条の規定に基づき、利用権の目的物が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃が不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、その収益の額に至るまで、減額を請求することができる。

増額又は減額すべき額について甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとし、協議が調わないときは農業委員会(市町村)の調整した額とする。

(6) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める権利の存続期間の中途において解約しようとする場合には、同意を得るものとする。

(8) 修繕及び改良

ア 乙は目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、甲と協議のうえ定めるものとする。

イ 目的物の修繕は、甲が行う。ただし、緊急を要するとき、その他甲において行うことができない場合で乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。

ウ 目的物の改良は、乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、その同意を要しない。

エ 修繕費又は改良費の負担又は償還は民法及び土地改良法に従う。

なお、償還すべき有益費の額について甲乙の協議が調わないときは、甲及び乙双方の申し出に基づき市町村(農業委員会)が設定した額とする。

(9) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、甲が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として乙が転借人に負担させる。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が転借人に負担させる。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が転借人に負担させる。

(10) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、「農地中間管理事業に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条に該当するときは、知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(11) 権利の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定された権利は消滅する。

(12) 目的物の返還

ア 権利の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から30日以内に甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

イ 乙は(8)のエによる場合、その他法令による権利である場合を除き、目的物の返還に際し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積等計画に定めるところにより設定されている権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議のうえ、真にやむを得ないものと認められる場合にはこの限りではない。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、甲乙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議して定める。

3. 権利の設定を受ける者の農業経営の状況等

該当なし

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社貸付)

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

1の各筆明細に定める宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)(以下「乙」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「丙」という。)が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

乙は、丙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用集積等促進計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、乙、丙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転賃

丙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転賃してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾を得た場合はこの限りではない。

(5) 遅延損害金

ア 丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年14.6パーセントの割合で計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙は、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他乙において修繕することができない場合で乙の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 丙は、乙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には乙の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

乙及び丙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方及び土地所有者の同意を得るものとする。

(8) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、土地所有者が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要経常費は、原則として丙が負担する。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、丙が負担する。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、丙が負担する。

(9) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、乙及び丙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(10) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、丙は、その満了の日から30日以内に、乙に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

乙及び丙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、乙、丙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) 権利取得者の責務

丙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(13) 機関関連事業の施行

乙が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第196号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、乙丙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、乙丙及び県が協議して定める。

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入、公社貸付)

捺印



山内 良和
株式会社 ゆいっこ 代表取締役 奥山 浩

1. 各筆明細

		市町村名 (同意印)		仙台市		公告年月日		令和 年 月 日							
整 理 番 号	権利の設定をする者の氏名又は名称及び住所(A)		(氏名又は名称) [猪俣 奈穂(自著)]		(同意印)		(住 所)								
	権利の設定を受ける者・権利の設定する者の氏名又は名称及び住所(B)		(氏名又は名称) 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑 正徳		(同意印)		(住 所) 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号								
	権利の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所(C)		(氏名又は名称) 株式会社 ゆいっこ 代表取締役 奥山 浩		(同意印)		(住 所) 宮城県石巻市北上町橋浦字行人前178番地1								
権利を設定する土地(D)										権利の設定内容(E)		権利の設定する土地(A)以外の権限者等(F)			
所 在		地番	地 目		面 積 (㎡)		権利の種 類	内 容	借 賃 (円)	住 所	氏名又は名称	権限の種 類	(同意印)	備 考	
大 字	字	枝番	登記簿	現 況	登記簿	現 況									
北上町橋浦	上大須	726 1	田	田	547	547	賃借権	水田	6,564		[山内 良和 相続人]		印	北上	
北上町橋浦	上大須	726 2	田	田	978	978	賃借権	水田	11,736		(持ち分 分の1)			北上	
北上町橋浦	上大須	726 3	田	田	977	977	賃借権	水田	11,724		[山内 良和 相続人]		印	北上	
北上町橋浦	上大須	727 2	田	田	983	983	賃借権	水田	11,796		(持ち分 分の1)			北上	
北上町橋浦	上大須	727 3	田	田	796	796	賃借権	水田	9,552		[山内 良和 相続人]		印	北上	
北上町橋浦	上大須	727 4	田	田	708	708	賃借権	水田	8,496		(持ち分 分の1)			北上	
北上町橋浦	上大須	727 5	田	田	967	967	賃借権	水田	11,604					北上	
北上町橋浦	上大須	727 6	田	田	950	950	賃借権	水田	11,400					北上	
北上町橋浦	上大須	727 7	田	田	325	325	賃借権	水田	3,900					北上	
北上町橋浦	上大須	727 8	田	田	508	508	賃借権	水田	6,096					北上	
合 計		10 筆			7,739.00 ㎡	7,739.00 ㎡			92,868 円	手数料	928 円	手数料は(C)が(A)の分を負担する。			
権利の設定内容(D) の各筆共通事項		存続期間(始期及び終期)				令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日									
		借 賃 の 支 払 方 法				◎権利の設定をする者(A)の場合 毎年11月25日までに出し手(所有者)指定口座に手数料を差引、振込むこと。 ◎権利の設定を受ける者(C)の場合 毎年11月10日までに手数料を加えて支払う。									

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入)

2. 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この農用地利用集積等促進計画の公告により設定される。

(2) 借賃の変更

この計画に同意した後に農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行う借賃等の情報(以下「借賃等の情報」という。)の提供があった場合には、その借賃等の情報を勘案し、権利の設定をする者(以下「甲」という。)、及び権利の設定を受ける者(宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)以下「乙」という。)が協議して定める額(協議が調わなかった場合は農業委員会(市町村)が調整した額)に変更することができる。

(3) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、乙が支払期限までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期限までその支払を猶予する。

また、甲は当該転借人より借賃が支払われない場合は、乙に対し当該転借人より借賃が支払われるまで猶予する。

(4) 転賃

甲は、乙が目的物を第三者に転賃して当該転借人に使用及び収益させることに異議がない。

(5) 借賃の増額又は減額

目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の増額又は減額の請求があり、乙が当該借賃を増額又は減額する場合には、乙は甲に対して増額又は減額の請求をすることができる。また、民法第609条の規定に基づき、利用権の目的物が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃が不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、その収益の額に至るまで、減額を請求することができる。

増額又は減額すべき額について甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとし、協議が調わないときは農業委員会(市町村)の調整した額とする。

(6) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める権利の存続期間の中途において解約しようとする場合には、同意を得るものとする。

(8) 修繕及び改良

ア 乙は目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、甲と協議のうえ定めるものとする。

イ 目的物の修繕は、甲が行う。ただし、緊急を要するとき、その他甲において行うことができない場合で乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。

ウ 目的物の改良は、乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、その同意を要しない。

エ 修繕費又は改良費の負担又は償還は民法及び土地改良法に従う。

なお、償還すべき有益費の額について甲乙の協議が調わないときは、甲及び乙双方の申し出に基づき市町村(農業委員会)が設定した額とする。

(9) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、甲が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要経常費は、原則として乙が転借人に負担させる。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が転借人に負担させる。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が転借人に負担させる。

(10) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、「農地中間管理事業に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条に該当するときは、知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(11) 権利の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定された権利は消滅する。

(12) 目的物の返還

ア 権利の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から30日以内に甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

イ 乙は(8)のエによる場合、その他法令による権利である場合を除き、目的物の返還に際し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積等計画に定めるところにより設定されている権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議のうえ、真にやむを得ないものと認められる場合にはこの限りではない。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、甲乙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議して定める。

3. 権利の設定を受ける者の農業経営の状況等

該当なし

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社貸付)

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

1の各筆明細に定める宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）（以下「乙」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「丙」という。）が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

乙は、丙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用集積等促進計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、乙、丙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転賃

丙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転賃してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾を得た場合はこの限りではない。

(5) 遅延損害金

ア 丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年14.6パーセントの割合で計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙は、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他乙において修繕することができない場合で乙の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 丙は、乙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には乙の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

乙及び丙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方及び土地所有者の同意を得るものとする。

(8) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、土地所有者が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として丙が負担する。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、丙が負担する。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、丙が負担する。

(9) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、乙及び丙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(10) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、丙は、その満了の日から30日以内に、乙に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

乙及び丙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、乙、丙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) 権利取得者の責務

丙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(13) 機構関連事業の施行

乙が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、乙丙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、乙丙及び県が協議して定める。

農用地利用集積等促進計画 (権利設定・公社借入, 公社貸付)

捺印



菅原 兵一
株式会社 ゆいっこ 代表取締役 奥山 浩

1. 各筆明細

										市町村名 (同意印)	仙台市	公告年月日	令和 年 月 日		
整理 番号	権利の設定をする者の氏名又は名称及び住所 (A) (氏名又は名称) 菅原 利夫(自署)										(同意印)	(住 所)			
	権利の設定を受ける者・権利の設定する者の氏名又は名称及び住所 (B) (氏名又は名称) 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑 正徳										(同意印)	(住 所) 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号			
	権利の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所 (C) (氏名又は名称) 株式会社 ゆいっこ 代表取締役 奥山 浩										(同意印)	(住 所) 宮城県石巻市北上町橋浦字行人前178番地1			
権利を設定する土地(D)										権利の設定内容(E)		権利の設定する土地の(A)以外の権限者等(F)			
所 在		地番	地 目		面 積 (㎡)		権利の種 類	内 容	借 賃 (円)	住 所	氏名又は名称	権限の種 類	(同意印)	備 考	
大 字	字	枝番	登記簿	現 況	登記簿	現 況									
中野	新横前	406 1	田	田	782	782	貸借権	水田	9,384		[菅原 兵一 相続人]		印	北上	
中野	新横前	407 1	田	田	972	972	貸借権	水田	11,664		(持ち分 分の1)			北上	
中野	新横前	407 2	田	田	974	974	貸借権	水田	11,688		[菅原 兵一 相続人]		印	北上	
中野	新横前	407 3	田	田	1,015	1,015	貸借権	水田	12,180		(持ち分 分の1)			北上	
中野	新横前	407 4	田	田	1,568	1,568	貸借権	水田	18,816		[菅原 兵一 相続人]		印	北上	
中野	新横前	407 5	田	田	924	924	貸借権	水田	11,088		(持ち分 分の1)			北上	
中野	新横前	408 2	田	田	983	983	貸借権	水田	11,796					北上	
中野	新横前	408 3	田	田	978	978	貸借権	水田	11,736					北上	
中野	新横前	408 4	田	田	1,057	1,057	貸借権	水田	12,684					北上	
合 計		9 筆			9,253.00 ㎡	9,253.00 ㎡			111,036 円	手数料	1,110 円	手数料は (C) が (A) の分を負担する。			
権利の設定内容(D) の各筆共通事項		存続期間 (始期及び終期) 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日													
		借 賃 の 支 払 方 法		◎権利の設定をする者 (A) の場合 毎年11月25日までに出し手 (所有者) 指定口座に手数料を差引, 振込むこと。 ◎権利の設定を受ける者 (C) の場合 毎年11月10日までに手数料を加えて支払う。											

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入)

2. 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この農用地利用集積等促進計画の公告により設定される。

(2) 借賃の変更

この計画に同意した後に農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行う借賃等の情報(以下「借賃等の情報」という。)の提供があった場合には、その借賃等の情報を勘案し、権利の設定をする者(以下「甲」という。)、及び権利の設定を受ける者(宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)以下「乙」という。)が協議して定める額(協議が調わなかった場合は農業委員会(市町村)が調整した額)に変更することができる。

(3) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、乙が支払期限までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期限までその支払を猶予する。

また、甲は当該転借人より借賃が支払われない場合は、乙に対し当該転借人より借賃が支払われるまで猶予する。

(4) 転賃

甲は、乙が目的物を第三者に転賃して当該転借人に使用及び収益させることに異議がない。

(5) 借賃の増額又は減額

目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の増額又は減額の請求があり、乙が当該借賃を増額又は減額する場合には、乙は甲に対して増額又は減額の請求をすることができる。また、民法第609条の規定に基づき、利用権の目的物が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃が不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、その収益の額に至るまで、減額を請求することができる。

増額又は減額すべき額について甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとし、協議が調わないときは農業委員会(市町村)の調整した額とする。

(6) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める権利の存続期間の中途において解約しようとする場合には、同意を得るものとする。

(8) 修繕及び改良

ア 乙は目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、甲と協議のうえ定めるものとする。

イ 目的物の修繕は、甲が行う。ただし、緊急を要するとき、その他甲において行うことができない場合で乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。

ウ 目的物の改良は、乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、その同意を要しない。

エ 修繕費又は改良費の負担又は償還は民法及び土地改良法に従う。

なお、償還すべき有益費の額について甲乙の協議が調わないときは、甲及び乙双方の申し出に基づき市町村(農業委員会)が設定した額とする。

(9) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、甲が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として乙が転借人に負担させる。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が転借人に負担させる。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が転借人に負担させる。

(10) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、「農地中間管理事業に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条に該当するときは、知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(11) 権利の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定された権利は消滅する。

(12) 目的物の返還

ア 権利の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から30日以内に甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

イ 乙は(8)のエによる場合、その他法令による権利である場合を除き、目的物の返還に際し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積等計画に定めるところにより設定されている権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議のうえ、真にやむを得ないものと認められる場合にはこの限りではない。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、甲乙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議して定める。

3. 権利の設定を受ける者の農業経営の状況等

該当なし

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社貸付)

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

1の各筆明細に定める宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）（以下「乙」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「丙」という。）が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

乙は、丙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用集積等促進計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、乙、丙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転賃

丙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転賃してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾を得た場合はこの限りではない。

(5) 遅延損害金

ア 丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年14.6パーセントの割合で計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙は、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他乙において修繕することができない場合で乙の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 丙は、乙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には乙の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

乙及び丙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方及び土地所有者の同意を得るものとする。

(8) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、土地所有者が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要経常費は、原則として丙が負担する。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、丙が負担する。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、丙が負担する。

(9) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、乙及び丙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(10) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、丙は、その満了の日から30日以内に、乙に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

乙及び丙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、乙、丙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) 権利取得者の責務

丙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(13) 機構関連事業の施行

乙が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、乙丙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、乙丙及び県が協議して定める。

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入、公社貸付)

捺印



高橋 三郎
株式会社 ゆいっこ 代表取締役 奥山 浩

1. 各筆明細

整理 番号	市町村名 (同意印)										石巻市	公告年月日	令和 年 月 日						
	権利の設定をする者の氏名又は名称及び住所(A) (氏名又は名称) [阿部 二千六(自署)]										(住 所)								
	権利の設定を受ける者・権利の設定する者の氏名又は名称及び住所(B) (氏名又は名称) 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑 正徳										(住 所) 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号								
	権利の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所(C) (氏名又は名称) 株式会社 ゆいっこ 代表取締役 奥山 浩										(住 所) 宮城県石巻市北上町橋浦字行人前178番地1								
権利を設定する土地(D)														権利の設定内容(E)		権利の設定する土地の(A)以外の権限者等(F)			
所 在		地番	地 目		面 積 (㎡)		権利の種 類	内 容	借 賃 (円)	住 所	氏名又は名称	権限の種 類	(同意印) 備 考						
大 字	字	枝番	登記簿	現 況	登記簿	現 況													
長面	上谷地	513 4	田	田	438	438	賃借権	水田	3,504		[高橋 三郎 和税人]		大川						
長面	上谷地	513 5	田	田	262	262	賃借権	水田	2,096		(持ち分 分の1)		大川						
											[高橋 三郎 和税人]		印						
											(持ち分 分の1)								
											[高橋 三郎 和税人]		印						
											(持ち分 分の1)								
合 計		2 筆			700.00 ㎡	700.00 ㎡			5,600 円	手数料	56 円	手数料は(C)が(A)の分を負担する。							
権利の設定内容(D) の各筆共通事項		存続期間(始期及び終期) 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日																	
		借 賃 の 支 払 方 法		◎権利の設定をする者(A)の場合 毎年11月25日までに出し手(所有者)指定口座に手数料を差引、振込むこと。 ◎権利の設定を受ける者(C)の場合 毎年11月10日までに手数料を加えて支払う。															

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入)

2. 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この農用地利用集積等促進計画の公告により設定される。

(2) 借賃の変更

この計画に同意した後に農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行う借賃等の情報(以下「借賃等の情報」という。)の提供があった場合には、その借賃等の情報を勘案し、権利の設定をする者(以下「甲」という。)、及び権利の設定を受ける者(宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)以下「乙」という。)が協議して定める額(協議が調わなかった場合は農業委員会(市町村)が調整した額)に変更することができる。

(3) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、乙が支払期限までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期限までその支払を猶予する。

また、甲は当該転借人より借賃が支払われない場合は、乙に対し当該転借人より借賃が支払われるまで猶予する。

(4) 転賃

甲は、乙が目的物を第三者に転賃して当該転借人に使用及び収益させることに異議がない。

(5) 借賃の増額又は減額

目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の増額又は減額の請求があり、乙が当該借賃を増額又は減額する場合には、乙は甲に対して増額又は減額の請求をすることができる。また、民法第609条の規定に基づき、利用権の目的物が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃が不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、その収益の額に至るまで、減額を請求することができる。

増額又は減額すべき額について甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとし、協議が調わないときは農業委員会(市町村)の調整した額とする。

(6) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める権利の存続期間の中途において解約しようとする場合には、同意を得るものとする。

(8) 修繕及び改良

ア 乙は目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、甲と協議のうえ定めるものとする。

イ 目的物の修繕は、甲が行う。ただし、緊急を要するとき、その他甲において行うことができない場合で乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。

ウ 目的物の改良は、乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、その同意を要しない。

エ 修繕費又は改良費の負担又は償還は民法及び土地改良法に従う。

なお、償還すべき有益費の額について甲乙の協議が調わないときは、甲及び乙双方の申し出に基づき市町村(農業委員会)が設定した額とする。

(9) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、甲が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要経常費は、原則として乙が転借人に負担させる。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が転借人に負担させる。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が転借人に負担させる。

(10) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、「農地中間管理事業に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条に該当するときは、知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(11) 権利の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定された権利は消滅する。

(12) 目的物の返還

ア 権利の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から30日以内に甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

イ 乙は(8)のエによる場合、その他法令による権利である場合を除き、目的物の返還に際し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積等計画に定めるところにより設定されている権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議のうえ、真にやむを得ないものと認められる場合にはこの限りではない。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、甲乙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議して定める。

3. 権利の設定を受ける者の農業経営の状況等 該当なし

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社貸付)

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

1の各筆明細に定める宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)(以下「乙」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「丙」という。)が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

乙は、丙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用集積等促進計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、乙、丙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転貸

丙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾を得た場合はこの限りではない。

(5) 遅延損害金

ア 丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年14.6パーセントの割合で計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙は、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他乙において修繕することができない場合で乙の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 丙は、乙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には乙の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

乙及び丙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方及び土地所有者の同意を得るものとする。

(8) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、土地所有者が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として丙が負担する。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、丙が負担する。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、丙が負担する。

(9) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、乙及び丙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(10) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、丙は、その満了の日から30日以内に、乙に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

乙及び丙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、乙、丙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) 権利取得者の責務

丙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(13) 機構関連事業の施行

乙が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、乙丙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、乙丙及び県が協議して定める。

農用地利用集積等促進計画 (権利設定・公社借入, 公社貸付)

拾印



三條 昭夫
株式会社 ゆいっこ 代表取締役 奥山 浩

1. 各 筆 明 細

		市町村名		石巻市		公告年月日		令和 年 月 日							
整 理 番 号	権利の設定をする者の氏名又は名称及び住所 (A)		(氏名又は名称) [三條 浩之(自署)]		(同意印)		(住 所)								
	権利の設定を受ける者・権利の設定する者の氏名又は名称及び住所 (B)		(氏名又は名称) 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑 正徳		(同意印)		(住 所) 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号								
	権利の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所 (C)		(氏名又は名称) 株式会社 ゆいっこ 代表取締役 奥山 浩		(同意印)		(住 所) 宮城県石巻市北上町橋浦字行人前178番地1								
権利を設定する土地(D)										権利の設定内容(E)		権利の設定する土地(A)以外の権限者等(F)			
所 在		地番	地 目		面 積 (㎡)		権利の種 類	内 容	借 賃 (円)	住 所	氏名又は名称	権限の種 類	(同意印)	備 考	
大 字	字	枝番	登記簿	現 況	登記簿	現 況									
長面	上谷地	513 6	田	田	2,971	2,971	賃借権	水田	23,768		[三條 昭夫 相蔵人]		印	大川	
長面	上谷地	513 7	田	田	492	492	賃借権	水田	3,936		(持ち分 分の1)			大川	
長面	上谷地	513 8	田	田	110	110	賃借権	水田	880		[三條 昭夫 相蔵人]		印	大川	
長面	上谷地	513 9	田	田	133	133	賃借権	水田	1,064		(持ち分 分の1)			大川	
											[三條 昭夫 相蔵人]		印		
											(持ち分 分の1)				
合 計		4 筆			3,706.00 ㎡	3,706.00 ㎡			29,648 円	手数料	296 円	手数料は (C) が (A) の分を負担する。			
権利の設定内容(D) の各筆共通事項		存続期間 (始期及び終期)				令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日									
		借 賃 の 支 払 方 法				◎権利の設定をする者 (A) の場合 毎年11月25日までにし手 (所有者) 指定口座に手数料を差引, 振込むこと。 ◎権利の設定を受ける者 (C) の場合 毎年11月10日までに手数料を加えて支払う。									

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入)

2. 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この農用地利用集積等促進計画の公告により設定される。

(2) 借賃の変更

この計画に同意した後に農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行う借賃等の情報(以下「借賃等の情報」という。)の提供があった場合には、その借賃等の情報を勘案し、権利の設定をする者(以下「甲」という。)、及び権利の設定を受ける者(宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)以下「乙」という。)が協議して定める額(協議が調わなかった場合は農業委員会(市町村)が調整した額)に変更することができる。

(3) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、乙が支払期限までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期限までその支払を猶予する。

また、甲は当該転借人より借賃が支払われない場合は、乙に対し当該転借人より借賃が支払われるまで猶予する。

(4) 転賃

甲は、乙が目的物を第三者に転賃して当該転借人に使用及び収益させることに異議がない。

(5) 借賃の増額又は減額

目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の増額又は減額の請求があり、乙が当該借賃を増額又は減額する場合には、乙は甲に対して増額又は減額の請求をすることができる。また、民法第609条の規定に基づき、利用権の目的物が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃が不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、その収益の額に至るまで、減額を請求することができる。

増額又は減額すべき額について甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとし、協議が調わないときは農業委員会(市町村)の調整した額とする。

(6) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める権利の存続期間の中途において解約しようとする場合には、同意を得るものとする。

(8) 修繕及び改良

ア 乙は目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、甲と協議のうえ定めるものとする。

イ 目的物の修繕は、甲が行う。ただし、緊急を要するとき、その他甲において行うことができない場合で乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。

ウ 目的物の改良は、乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。ただし、その改良が怪微である場合には、その同意を要しない。

エ 修繕費又は改良費の負担又は償還は民法及び土地改良法に従う。

なお、償還すべき有益費の額について甲乙の協議が調わないときは、甲及び乙双方の申し出に基づき市町村(農業委員会)が設定した額とする。

(9) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、甲が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として乙が転借人に負担させる。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が転借人に負担させる。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が転借人に負担させる。

(10) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、「農地中間管理事業に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条に該当するときは、知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(11) 権利の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定された権利は消滅する。

(12) 目的物の返還

ア 権利の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から30日以内に甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

イ 乙は(8)のエによる場合、その他法令による権利である場合を除き、目的物の返還に際し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積等計画に定めるところにより設定されている権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議のうえ、真にやむを得ないものと認められる場合にはこの限りではない。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、甲乙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議して定める。

3. 権利の設定を受ける者の農業経営の状況等

該当なし

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社貸付)

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

1の各筆明細に定める宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)(以下「乙」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「丙」という。)が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

乙は、丙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用集積等促進計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、乙、丙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転賃

丙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転賃してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾を得た場合はこの限りではない。

(5) 遅延損害金

ア 丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年14.6パーセントの割合で計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙は、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他乙において修繕することができない場合で乙の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 丙は、乙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には乙の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

乙及び丙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方及び土地所有者の同意を得るものとする。

(8) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、土地所有者が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要経常費は、原則として丙が負担する。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、丙が負担する。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、丙が負担する。

(9) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、乙及び丙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(10) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、丙は、その満了の日から30日以内に、乙に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

乙及び丙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、乙、丙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) 権利取得者の責務

丙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(13) 機構関連事業の施行

乙が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、乙丙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、乙丙及び県が協議して定める。

農用地利用集積等促進計画 (権利設定・公社借入, 公社貸付)

捺印



三條 恣
株式会社 ゆいっこ 代表取締役 奥山 浩

1. 各筆明細

		市町村名		石巻市		公告年月日		令和 年 月 日							
整 理 番 号	権利の設定をする者の氏名又は名称及び住所 (A)		(氏名又は名称) [三條 仁(自署)]		(同意印)		(住 所)								
	権利の設定を受ける者・権利の設定する者の氏名又は名称及び住所 (B)		(氏名又は名称) 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑 正徳		(同意印)		(住 所) 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号								
	権利の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所 (C)		(氏名又は名称) 株式会社 ゆいっこ 代表取締役 奥山 浩		(同意印)		(住 所) 宮城県石巻市北上町橋浦字行人前178番地1								
権利を設定する土地(D)										権利の設定内容(E)		権利の設定する土地(A)以外の権限者等(F)			
所 在		地番	地 目		面 積 (㎡)		権利の種 類	内 容	借 賃 (円)	住 所	氏名又は名称	権限の種 類	(同意印)	備 考	
大 字	字	枝番	登記簿	現 況	登記簿	現 況									
長面	上谷地	515 4	田	田	453	453	賃借権	水田	3,624		[=仮 定 相 続 人] (持ち分 分の1)		印	大川	
											[三條 恣 相 続 人] (持ち分 分の1)		印		
											[三條 恣 相 続 人] (持ち分 分の1)		印		
											[三條 恣 相 続 人] (持ち分 分の1)		印		
合 計		1 筆			453.00 ㎡	453.00 ㎡			3,624 円	手数料	36 円	手数料は (C) が (A) の分を負担する。			
権利の設定内容(D) の各筆共通事項		存続期間 (始期及び終期)				令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日									
		借 賃 の 支 払 方 法				◎権利の設定をする者 (A) の場合 毎年11月25日までに出し手 (所有者) 指定口座に手数料を差引, 振込むこと。 ◎権利の設定を受ける者 (C) の場合 毎年11月10日までに手数料を加えて支払う。									

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入)

2. 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この農用地利用集積等促進計画の公告により設定される。

(2) 借賃の変更

この計画に同意した後に農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行う借賃等の情報(以下「借賃等の情報」という。)の提供があった場合には、その借賃等の情報を勘案し、権利の設定をする者(以下「甲」という。)、及び権利の設定を受ける者(宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)以下「乙」という。)が協議して定める額(協議が調わなかった場合は農業委員会(市町村)が調整した額)に変更することができる。

(3) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、乙が支払期限までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期限までその支払を猶予する。

また、甲は当該転借人より借賃が支払われない場合は、乙に対し当該転借人より借賃が支払われるまで猶予する。

(4) 転賃

甲は、乙が目的物を第三者に転賃して当該転借人に使用及び収益させることに異議がない。

(5) 借賃の増額又は減額

目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の増額又は減額の請求があり、乙が当該借賃を増額又は減額する場合には、乙は甲に対して増額又は減額の請求をすることができる。また、民法第609条の規定に基づき、利用権の目的物が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃が不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、その収益の額に至るまで、減額を請求することができる。

増額又は減額すべき額について甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとし、協議が調わないときは農業委員会(市町村)の調整した額とする。

(6) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める権利の存続期間の中途において解約しようとする場合には、同意を得るものとする。

(8) 修繕及び改良

ア 乙は目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、甲と協議のうえ定めるものとする。

イ 目的物の修繕は、甲が行う。ただし、緊急を要するとき、その他甲において行うことができない場合で乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。

ウ 目的物の改良は、乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、その同意を要しない。

エ 修繕費又は改良費の負担又は償還は民法及び土地改良法に従う。

なお、償還すべき有益費の額について甲乙の協議が調わないときは、甲及び乙双方の申し出に基づき市町村(農業委員会)が設定した額とする。

(9) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、甲が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として乙が転借人に負担させる。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が転借人に負担させる。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が転借人に負担させる。

(10) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、「農地中間管理事業に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条に該当するときは、知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(11) 権利の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定された権利は消滅する。

(12) 目的物の返還

ア 権利の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から30日以内に甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

イ 乙は(8)のエによる場合、その他法令による権利である場合を除き、目的物の返還に際し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積等計画に定めるところにより設定されている権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議のうえ、真にやむを得ないものと認められる場合にはこの限りではない。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、甲乙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議して定める。

3. 権利の設定を受ける者の農業経営の状況等

該当なし

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社貸付)

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

1の各筆明細に定める宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）（以下「乙」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「丙」という。）が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

乙は、丙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用集積等促進計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、乙、丙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転賃

丙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転賃してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾を得た場合はこの限りではない。

(5) 遅延損害金

ア 丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年14.6パーセントの割合で計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙は、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他乙において修繕することができない場合で乙の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 丙は、乙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には乙の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

乙及び丙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方及び土地所有者の同意を得るものとする。

(8) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、土地所有者が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要経常費は、原則として丙が負担する。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、丙が負担する。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、丙が負担する。

(9) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、乙及び丙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(10) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、丙は、その満了の日から30日以内に、乙に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

乙及び丙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、乙、丙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) 権利取得者の責務

丙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(13) 機関関連事業の施行

乙が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、乙丙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、乙丙及び県が協議して定める。

農用地利用集積等促進計画 (権利設定・公社借入、公社貸付)

捺印



宇都宮 清光
株式会社 ゆいっこ 代表取締役 奥山 浩

1. 各筆明細

		市町村名 (同意印)		石巻市		公告年月日		令和 年 月 日											
整 理 番 号	権利の設定をする者の氏名又は名称及び住所 (A)		(氏名又は名称) [宇都宮 直樹(自署)]		(同意印)		(住 所)												
	権利の設定を受ける者・権利の設定する者の氏名又は名称及び住所 (B)		(氏名又は名称) 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑 正徳		(同意印)		(住 所) 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号												
	権利の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所 (C)		(氏名又は名称) 株式会社 ゆいっこ 代表取締役 奥山 浩		(同意印)		(住 所) 宮城県石巻市北上町橋浦字行人前178番地1												
権利を設定する土地(D)														権利の設定内容(E)		権利の設定する土地の(A)以外の権限者等(F)			
所 在		地番	地 目		面 積 (㎡)		権利の種 類	内 容	借 賃 (円)	住 所	氏名又は名称	権限の種 類	(同意印)	備 考					
大 字	字	枝番	登記簿	現 況	登記簿	現 況													
長面	上谷地	525 6	田	田	473	473	賃借権	水田	3,784		[宇都宮 清光 相続人]		印	大川					
長面	上谷地	525 7	田	田	706	706	賃借権	水田	5,648		(持ち分 分の1)			大川					
長面	上谷地	525 8	田	田	924	924	賃借権	水田	7,392		[宇都宮 清光 相続人]		印	大川					
											(持ち分 分の1)								
											[宇都宮 清光 相続人]		印						
											(持ち分 分の1)								
合 計		3 筆			2,103.00 ㎡	2,103.00 ㎡			16,824 円	手数料	168 円	手数料は (C) が (A) の分を負担する。							
権利の設定内容(D) の各筆共通事項		存続期間 (始期及び終期)				令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日													
		借 賃 の 支 払 方 法				◎権利の設定をする者 (A) の場合 毎年11月25日までに出し手 (所有者) 指定口座に手数料を差引、振込むこと。 ◎権利の設定を受ける者 (C) の場合 毎年11月10日までに手数料を加えて支払う。													

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入)

2. 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この農用地利用集積等促進計画の公告により設定される。

(2) 借賃の変更

この計画に同意した後に農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行う借賃等の情報(以下「借賃等の情報」という。)の提供があった場合には、その借賃等の情報を勘案し、権利の設定をする者(以下「甲」という。)、及び権利の設定を受ける者(宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)以下「乙」という。)が協議して定める額(協議が調わなかった場合は農業委員会(市町村)が調整した額)に変更することができる。

(3) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、乙が支払期限までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期限までその支払を猶予する。
また、甲は当該転借人より借賃が支払われない場合は、乙に対し当該転借人より借賃が支払われるまで猶予する。

(4) 転賃

甲は、乙が目的物を第三者に転賃して当該転借人に使用及び収益させることに異議がない。

(5) 借賃の増額又は減額

目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の増額又は減額の請求があり、乙が当該借賃を増額又は減額する場合には、乙は甲に対して増額又は減額の請求をすることができる。
また、民法第609条の規定に基づき、利用権の目的物が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃が不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、その収益の額に至るまで、減額を請求することができる。

増額又は減額すべき額について甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとし、協議が調わないときは農業委員会(市町村)の調整した額とする。

(6) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める権利の存続期間の中途において解約しようとする場合には、同意を得るものとする。

(8) 修繕及び改良

ア 乙は目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、甲と協議のうえ定めるものとする。

イ 目的物の修繕は、甲が行う。ただし、緊急を要するとき、その他甲において行うことができない場合で乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。

ウ 目的物の改良は、乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、その同意を要しない。

エ 修繕費又は改良費の負担又は償還は民法及び土地改良法に従う。

なお、償還すべき有益費の額について甲乙の協議が調わないときは、甲及び乙双方の申し出に基づき市町村(農業委員会)が設定した額とする。

(9) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、甲が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として乙が転借人に負担させる。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が転借人に負担させる。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が転借人に負担させる。

(10) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、「農地中間管理事業に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条に該当するときは、知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(11) 権利の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定された権利は消滅する。

(12) 目的物の返還

ア 権利の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から30日以内に甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

イ 乙は(8)のエによる場合、その他法令による権利である場合を除き、目的物の返還に際し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積等計画に定めるところにより設定されている権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議のうえ、真にやむを得ないものと認められる場合にはこの限りではない。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、甲乙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議して定める。

3. 権利の設定を受ける者の農業経営の状況等

該当なし

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社貸付)

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

1の各筆明細に定める宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）（以下「乙」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「丙」という。）が当該賃貸借の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

乙は、丙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用集積等促進計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、乙、丙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転貸

丙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾を得た場合はこの限りではない。

(5) 遅延損害金

ア 丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年14.6パーセントの割合で計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙は、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他乙において修繕することができない場合で乙の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 丙は、乙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には乙の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

乙及び丙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方及び土地所有者の同意を得るものとする。

(8) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、土地所有者が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として丙が負担する。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、丙が負担する。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、丙が負担する。

(9) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、乙及び丙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(10) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、丙は、その満了の日から30日以内に、乙に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

乙及び丙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、乙、丙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) 権利取得者の責務

丙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(13) 機構関連事業の施行

乙が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、乙丙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、乙丙及び県が協議して定める。

農用地利用集積等促進計画 (権利設定・公社借入, 公社貸付)

捺印



神山 定男
株式会社 ゆいっこ 代表取締役 奥山 浩

1. 各筆明細

										市町村名	石巻市	公告年月日	令和 年 月 日						
整理番号	権利の設定をする者の氏名又は名称及び住所 (A) (氏名又は名称) [和田 松男(自署)] (同意印)								(住 所)										
	権利の設定を受ける者・権利の設定する者の氏名又は名称及び住所 (B) (氏名又は名称) 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑 正徳 (同意印)								(住 所) 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号										
	権利の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所 (C) (氏名又は名称) 株式会社 ゆいっこ 代表取締役 奥山 浩 (同意印)								(住 所) 宮城県石巻市北上町橋浦字行人前178番地1										
権利を設定する土地(D)														権利の設定内容(E)		権利の設定する土地の(A)以外の権限者等(F)			
所 在		地番	地 目		面 積 (㎡)		権利の種 類	内 容	借 賃 (円)	住 所	氏名又は名称	権限の種 類	(同意印) 備 考						
大 字	字	枝番	登記簿	現 況	登記簿	現 況													
長面	角内谷地	2065	田	田	480	480	賃借権	水田	3,840		[神山 定男 相済人]		印 大川						
長面	角内谷地	2066	田	田	631	631	賃借権	水田	5,048		(持ち分 分の1)		大川						
長面	角内谷地	2067	田	田	58	58	賃借権	水田	464		[神山 定男 相済人]		印 大川						
長面	角内谷地	2068	田	田	335	335	賃借権	水田	2,680		(持ち分 分の1)		大川						
											[神山 定男 相済人]		印						
											(持ち分 分の1)								
合 計		4 筆			1,504.00 ㎡	1,504.00 ㎡			12,032 円	手数料	120 円	手数料は (C) が (A) の分を負担する。							
権利の設定内容(D)の各筆共通事項		存続期間 (始期及び終期) 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日																	
		借 賃 の 支 払 方 法		◎権利の設定をする者 (A) の場合 毎年11月25日までにし手 (所有者) 指定口座に手数料を差引, 振込むこと。 ◎権利の設定を受ける者 (C) の場合 毎年11月10日までに手数料を加えて支払う。															

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入)

2. 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この農用地利用集積等促進計画の公告により設定される。

(2) 借賃の変更

この計画に同意した後に農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行う借賃等の情報(以下「借賃等の情報」という。)の提供があった場合には、その借賃等の情報を勘案し、権利の設定をする者(以下「甲」という。)、及び権利の設定を受ける者(宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)以下「乙」という。)が協議して定める額(協議が調わなかった場合は農業委員会(市町村)が調整した額)に変更することができる。

(3) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、乙が支払期限までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期限までその支払を猶予する。

また、甲は当該転借人より借賃が支払われない場合は、乙に対し当該転借人より借賃が支払われるまで猶予する。

(4) 転賃

甲は、乙が目的物を第三者に転賃して当該転借人に使用及び収益させることに異議がない。

(5) 借賃の増額又は減額

目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の増額又は減額の請求があり、乙が当該借賃を増額又は減額する場合には、乙は甲に対して増額又は減額の請求をすることができる。また、民法第609条の規定に基づき、利用権の目的物が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃が不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、その収益の額に至るまで、減額を請求することができる。

増額又は減額すべき額について甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとし、協議が調わないときは農業委員会(市町村)の調整した額とする。

(6) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める権利の存続期間の中途において解約しようとする場合には、同意を得るものとする。

(8) 修繕及び改良

ア 乙は目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、甲と協議のうえ定めるものとする。

イ 目的物の修繕は、甲が行う。ただし、緊急を要するとき、その他甲において行うことができない場合で乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。

ウ 目的物の改良は、乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、その同意を要しない。

エ 修繕費又は改良費の負担又は償還は民法及び土地改良法に従う。

なお、償還すべき有益費の額について甲乙の協議が調わないときは、甲及び乙双方の申し出に基づき市町村(農業委員会)が設定した額とする。

(9) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、甲が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として乙が転借人に負担させる。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が転借人に負担させる。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が転借人に負担させる。

(10) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、「農地中間管理事業に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条に該当するときは、知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(11) 権利の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定された権利は消滅する。

(12) 目的物の返還

ア 権利の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から30日以内に甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

イ 乙は(8)のエによる場合、その他法令による権利である場合を除き、目的物の返還に際し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積等計画に定めるところにより設定されている権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議のうえ、真にやむを得ないものと認められる場合にはこの限りではない。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、甲乙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議して定める。

3. 権利の設定を受ける者の農業経営の状況等

該当なし

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社貸付)

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

1の各筆明細に定める宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)(以下「乙」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「丙」という。)が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

乙は、丙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用集積等促進計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、乙、丙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転賃

丙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転賃してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾を得た場合はこの限りではない。

(5) 遅延損害金

ア 丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年14.6パーセントの割合で計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙は、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他乙において修繕することができない場合で乙の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 丙は、乙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には乙の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

乙及び丙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方及び土地所有者の同意を得るものとする。

(8) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、土地所有者が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要経常費は、原則として丙が負担する。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、丙が負担する。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、丙が負担する。

(9) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、乙及び丙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(10) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、丙は、その満了の日から30日以内に、乙に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

乙及び丙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、乙、丙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) 権利取得者の責務

丙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(13) 機関関連事業の施行

乙が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、乙丙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、乙丙及び県が協議して定める。

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入、公社貸付)

拾印
武山 巖
大内 弘

1. 各筆明細

		市町村名		石巻市		公告年月日		令和 年 月 日							
整 理 番 号	権利の設定をする者の氏名又は名称及び住所(A)		(氏名又は名称) [武山 明(自著)]		(同意印)		(住 所)								
	権利の設定を受ける者・権利の設定する者の氏名又は名称及び住所(B)		(氏名又は名称) 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑 正徳		(同意印)		(住 所) 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号								
	権利の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所(C)		(氏名又は名称) 大内 弘		(同意印)		(住 所) 宮城県石巻市北上町女川字中斉41								
権利を設定する土地(D)										権利の設定内容(E)		権利の設定する土地の(A)以外の権限者等(F)			
所 在		地番	地 目		面 積 (㎡)		権利の種 類	内 容	借 賃 (円)	住 所	氏名又は名称	権限の種 類	(同意印)	備 考	
大 字	字	枝番	登記簿	現 況	登記簿	現 況									
北上町十三浜	吉浜前	203 7	田	田	2,850	2,850	貸借権	水田	28,500		[武山 巖 相続人]		印	北上	
											(持ち分 分の1)				
											[武山 巖 相続人]		印		
											(持ち分 分の1)				
											[武山 巖 相続人]		印		
											(持ち分 分の1)				
合 計		1 筆			2,850.00 ㎡	2,850.00 ㎡			28,500 円	手数料	285 円	手数料は(C)が(A)の分を負担する。			
権利の設定内容(D) の各筆共通事項		存続期間(始期及び終期)				令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日									
		借 賃 の 支 払 方 法				◎権利の設定をする者(A)の場合 毎年11月25日までに出し手(所有者)指定口座に手数料を差引、振込むこと。 ◎権利の設定を受ける者(C)の場合 毎年11月10日までに手数料を加えて支払う。									

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入)

2. 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この農用地利用集積等促進計画の公告により設定される。

(2) 借賃の変更

この計画に同意した後に農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行う借賃等の情報(以下「借賃等の情報」という。)の提供があった場合には、その借賃等の情報を勘案し、権利の設定をする者(以下「甲」という。)、及び権利の設定を受ける者(宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)以下「乙」という。)が協議して定める額(協議が調わなかった場合は農業委員会(市町村)が調整した額)に変更することができる。

(3) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、乙が支払期限までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期限までその支払を猶予する。

また、甲は当該転借人より借賃が支払われない場合は、乙に対し当該転借人より借賃が支払われるまで猶予する。

(4) 転賃

甲は、乙が目的物を第三者に転賃して当該転借人に使用及び収益させることに異議がない。

(5) 借賃の増額又は減額

目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の増額又は減額の請求があり、乙が当該借賃を増額又は減額する場合には、乙は甲に対して増額又は減額の請求をすることができる。また、民法第609条の規定に基づき、利用権の目的物が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃が不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、その収益の額に至るまで、減額を請求することができる。

増額又は減額すべき額について甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとし、協議が調わないときは農業委員会(市町村)の調整した額とする。

(6) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める権利の存続期間の中途において解約しようとする場合には、同意を得るものとする。

(8) 修繕及び改良

ア 乙は目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、甲と協議のうえ定めるものとする。

イ 目的物の修繕は、甲が行う。ただし、緊急を要するとき、その他甲において行うことができない場合で乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。

ウ 目的物の改良は、乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、その同意を要しない。

エ 修繕費又は改良費の負担又は償還は民法及び土地改良法に従う。

なお、償還すべき有益費の額について甲乙の協議が調わないときは、甲及び乙双方の申し出に基づき市町村(農業委員会)が設定した額とする。

(9) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、甲が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として乙が転借人に負担させる。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が転借人に負担させる。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が転借人に負担させる。

(10) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、「農地中間管理事業に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条に該当するときは、知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(11) 権利の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定された権利は消滅する。

(12) 目的物の返還

ア 権利の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から30日以内に甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

イ 乙は(8)のエによる場合、その他法令による権利である場合を除き、目的物の返還に際し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積等計画に定めるところにより設定されている権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議のうえ、真にやむを得ないものと認められる場合にはこの限りではない。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、甲乙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議して定める。

3. 権利の設定を受ける者の農業経営の状況等

該当なし

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社貸付)

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

1の各筆明細に定める宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)(以下「乙」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「丙」という。)が当該賃貸借の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

乙は、丙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用集積等促進計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、乙、丙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転賃

丙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転賃してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾を得た場合はこの限りではない。

(5) 遅延損害金

ア 丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年14.6パーセントの割合で計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙は、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他乙において修繕することができない場合で乙の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 丙は、乙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には乙の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

乙及び丙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方及び土地所有者の同意を得るものとする。

(8) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、土地所有者が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要経常費は、原則として丙が負担する。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、丙が負担する。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、丙が負担する。

(9) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、乙及び丙並びに土地所有者の責に帰すべき理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(10) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、丙は、その満了の日から30日以内に、乙に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

乙及び丙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、乙、丙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) 権利取得者の責務

丙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(13) 機構関連事業の施行

乙が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、乙丙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、乙丙及び県が協議して定める。

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入、公社貸付)

捺印

佐々木 哲夫
大内 弘

1. 各筆明細

		市町村名		石巻市		公告年月日		令和 年 月 日							
整 理 番 号	権利の設定をする者の氏名又は名称及び住所(A)		(氏名又は名称) [佐々木 駿人(自署)]		(同意印)		(住 所)								
	権利の設定を受ける者・権利の設定する者の氏名又は名称及び住所(B)		(氏名又は名称) 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑 正徳		(同意印)		(住 所) 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号								
	権利の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所(C)		(氏名又は名称) 大内 弘		(同意印)		(住 所) 宮城県石巻市北上町女川字中斉41								
権利を設定する土地(D)										権利の設定内容(E)		権利の設定する土地の(A)以外の権限者等(F)			
所 在		地番	地 目		面 積 (㎡)		権利の種 類	内 容	借 賃 (円)	住 所	氏名又は名称	権限の種 類	(同意印)	備 考	
大 字	字	枝番	登記簿	現 況	登記簿	現 況									
北上町女川	新坂下	211 1	田	田	300	300	賃借権	水田	3,000		[佐々木 哲夫 相続人]		印	北上	
北上町女川	新坂下	211 2	田	田	332	332	賃借権	水田	3,320		(持ち分 分の1)			北上	
北上町女川	前田	207 2	田	田	970	970	賃借権	水田	9,700		[佐々木 哲夫 相続人]		印	北上	
北上町女川	前田	207 3	田	田	952	952	賃借権	水田	9,520		(持ち分 分の1)			北上	
北上町女川	前田	207 4	田	田	981	981	賃借権	水田	9,810		[佐々木 哲夫 相続人]		印	北上	
北上町女川	前田	207 5	田	田	894	894	賃借権	水田	8,940		(持ち分 分の1)			北上	
合 計		6 筆			4,429.00 ㎡	4,429.00 ㎡			44,290 円	手数料	442 円	手数料は(C)が(A)の分を負担する。			
権利の設定内容(D) の各筆共通事項		存続期間(始期及び終期)				令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日									
		借 賃 の 支 払 方 法				◎権利の設定をする者(A)の場合 毎年11月25日までにし手(所有者)指定口座に手数料を差引、振込むこと。 ◎権利の設定を受ける者(C)の場合 毎年11月10日までに手数料を加えて支払う。									

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入)

2. 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この農用地利用集積等促進計画の公告により設定される。

(2) 借賃の変更

この計画に同意した後に農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行う借賃等の情報(以下「借賃等の情報」という。)の提供があった場合には、その借賃等の情報を勘案し、権利の設定をする者(以下「甲」という。)、及び権利の設定を受ける者(宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)以下「乙」という。)が協議して定める額(協議が調わなかった場合は農業委員会(市町村)が調整した額)に変更することができる。

(3) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、乙が支払期限までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期限までその支払を猶予する。

また、甲は当該転借人より借賃が支払われない場合は、乙に対し当該転借人より借賃が支払われるまで猶予する。

(4) 転賃

甲は、乙が目的物を第三者に転賃して当該転借人に使用及び収益させることに異議がない。

(5) 借賃の増額又は減額

目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の増額又は減額の請求があり、乙が当該借賃を増額又は減額する場合には、乙は甲に対して増額又は減額の請求をすることができる。また、民法第609条の規定に基づき、利用権の目的物が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃が不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、その収益の額に至るまで、減額を請求することができる。

増額又は減額すべき額について甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとし、協議が調わないときは農業委員会(市町村)の調整した額とする。

(6) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める権利の存続期間の中途において解約しようとする場合には、同意を得るものとする。

(8) 修繕及び改良

ア 乙は目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、甲と協議のうえ定めるものとする。

イ 目的物の修繕は、甲が行う。ただし、緊急を要するとき、その他甲において行うことができない場合で乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。

ウ 目的物の改良は、乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、その同意を要しない。

エ 修繕費又は改良費の負担又は償還は民法及び土地改良法に従う。

なお、償還すべき有益費の額について甲乙の協議が調わないときは、甲及び乙双方の申し出に基づき市町村(農業委員会)が設定した額とする。

(9) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、甲が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として乙が転借人に負担させる。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が転借人に負担させる。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が転借人に負担させる。

(10) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、「農地中間管理事業に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条に該当するときは、知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(11) 権利の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定された権利は消滅する。

(12) 目的物の返還

ア 権利の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から30日以内に甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

イ 乙は(8)のエによる場合、その他法令による権利である場合を除き、目的物の返還に際し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積等計画に定めるところにより設定されている権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議のうえ、真にやむを得ないものと認められる場合にはこの限りではない。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、甲乙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議して定める。

3. 権利の設定を受ける者の農業経営の状況等

該当なし

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社貸付)

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

1の各筆明細に定める宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)(以下「乙」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「丙」という。)が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

乙は、丙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用集積等促進計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、乙、丙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転貸

丙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾を得た場合はこの限りではない。

(5) 遅延損害金

ア 丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年14.6パーセントの割合で計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙は、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他乙において修繕することができない場合で乙の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 丙は、乙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には乙の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

乙及び丙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方及び土地所有者の同意を得るものとする。

(8) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、土地所有者が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として丙が負担する。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、丙が負担する。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、丙が負担する。

(9) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、乙及び丙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(10) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、丙は、その満了の日から30日以内に、乙に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

乙及び丙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、乙、丙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) 権利取得者の責務

丙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(13) 機構関連事業の施行

乙が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、乙丙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、乙丙及び県が協議して定める。

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入, 公社貸付)

捺印

佐々木 利義太夫
大内 弘

1. 各 筆 明 細

整 理 番 号								市町村名	石巻市	公告年月日	令和 年 月 日				
	権利の設定をする者の氏名又は名称及び住所(A) (氏名又は名称) [佐々木 一雄(自署)]							(同意印)	(住 所)						
	権利の設定を受ける者・権利の設定する者の氏名又は名称及び住所(B) (氏名又は名称) 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑 正徳							(同意印)	(住 所) 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号						
	権利の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所(C) (氏名又は名称) 大内 弘							(同意印)	(住 所) 宮城県石巻市北上町女川字中斉41						
権利を設定する土地(D)											権利の設定内容(E)		権利の設定する土地の(A)以外の権限者等(F)		
所 在		地番	地 目		面 積 (㎡)		権利の種 類	内 容	借 賃 (円)	住 所	氏名又は名称	権限の種 類	(同意印)	備 考	
大 字	字	枝番	登記簿	現 況	登記簿	現 況									
北上町女川	前田	2023	田	田	967	967	貸借権	水田	9,670		[佐々木 利義太夫 和税人]		印	北上	
北上町女川	前田	2024	田	田	970	970	貸借権	水田	9,700		(持ち分 分の1) [佐々木 利義太夫 和税人]		印	北上	
											(持ち分 分の1) [佐々木 利義太夫 和税人]		印		
											(持ち分 分の1) [佐々木 利義太夫 和税人]		印		
											(持ち分 分の1)				
合 計		2 筆			1,937.00 ㎡	1,937.00 ㎡			19,370 円	手数料	193 円	手数料は(C)が(A)の分を負担する。			
権利の設定内容(D) の各筆共通事項		存続期間(始期及び終期) 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日													
		借 賃 の 支 払 方 法		◎権利の設定をする者(A)の場合 毎年11月25日までに出し手(所有者)指定口座に手数料を差引, 振込むこと。 ◎権利の設定を受ける者(C)の場合 毎年11月10日までに手数料を加えて支払う。											

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入)

2. 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この農用地利用集積等促進計画の公告により設定される。

(2) 借賃の変更

この計画に同意した後に農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行う借賃等の情報(以下「借賃等の情報」という。)の提供があった場合には、その借賃等の情報を勘案し、権利の設定をする者(以下「甲」という。)、及び権利の設定を受ける者(宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)以下「乙」という。)が協議して定める額(協議が調わなかった場合は農業委員会(市町村)が調整した額)に変更することができる。

(3) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、乙が支払期限までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期限までその支払を猶予する。
また、甲は当該転借人より借賃が支払われない場合は、乙に対し当該転借人より借賃が支払われるまで猶予する。

(4) 転賃

甲は、乙が目的物を第三者に転賃して当該転借人に使用及び収益させることに異議がない。

(5) 借賃の増額又は減額

目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の増額又は減額の請求があり、乙が当該借賃を増額又は減額する場合には、乙は甲に対して増額又は減額の請求をすることができる。
また、民法第609条の規定に基づき、利用権の目的物が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃が不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、その収益の額に至るまで、減額を請求することができる。

増額又は減額すべき額について甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとし、協議が調わないときは農業委員会(市町村)の調整した額とする。

(6) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める権利の存続期間の中途において解約しようとする場合には、同意を得るものとする。

(8) 修繕及び改良

ア 乙は目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、甲と協議のうえ定めるものとする。

イ 目的物の修繕は、甲が行う。ただし、緊急を要するとき、その他甲において行うことができない場合で乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。

ウ 目的物の改良は、乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、その同意を要しない。

エ 修繕費又は改良費の負担又は償還は民法及び土地改良法に従う。

なお、償還すべき有益費の額について甲乙の協議が調わないときは、甲及び乙双方の申し出に基づき市町村(農業委員会)が設定した額とする。

(9) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、甲が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として乙が転借人に負担させる。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が転借人に負担させる。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が転借人に負担させる。

(10) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、「農地中間管理事業に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条に該当するときは、知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(11) 権利の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定された権利は消滅する。

(12) 目的物の返還

ア 権利の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から30日以内に甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

イ 乙は(8)のエによる場合、その他法令による権利である場合を除き、目的物の返還に際し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積等計画に定めるところにより設定されている権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議のうえ、真にやむを得ないものと認められる場合にはこの限りではない。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、甲乙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議して定める。

3. 権利の設定を受ける者の農業経営の状況等

該当なし

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社貸付)

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

1の各筆明細に定める宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)(以下「乙」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「丙」という。)が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

乙は、丙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用集積等促進計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、乙、丙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転賃

丙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転賃してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾を得た場合はこの限りではない。

(5) 遅延損害金

ア 丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年14.6パーセントの割合で計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙は、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他乙において修繕することができない場合で乙の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 丙は、乙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には乙の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

乙及び丙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方及び土地所有者の同意を得るものとする。

(8) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、土地所有者が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として丙が負担する。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、丙が負担する。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、丙が負担する。

(9) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、乙及び丙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(10) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、丙は、その満了の日から30日以内に、乙に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

乙及び丙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、乙、丙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) 権利取得者の責務

丙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(13) 機構関連事業の施行

乙が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、乙丙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、乙丙及び県が協議して定める。

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入、公社貸付)

捨印
武山 マサコ
大内 弘

1. 各筆明細

		市町村名		石巻市		公告年月日		令和 年 月 日							
整 理 番 号	権利の設定をする者の氏名又は名称及び住所(A)		(氏名又は名称) [武山 昇(自著)]		(同意印)		(住 所)								
	権利の設定を受ける者・権利の設定する者の氏名又は名称及び住所(B)		(氏名又は名称) 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑 正徳		(同意印)		(住 所) 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号								
	権利の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所(C)		(氏名又は名称) 大内 弘		(同意印)		(住 所) 宮城県石巻市北上町女川字中斉41								
権利を設定する土地(D)										権利の設定内容(E)		権利の設定する土地の(A)以外の権限者等(F)			
所 在		地番	地 目		面 積 (㎡)		権利の種 類	内 容	借 賃 (円)	住 所	氏名又は名称	権限の種 類	(同意印)	備 考	
大 字	字	枝番	登記簿	現 況	登記簿	現 況									
北上町長尾	新境田	102 4	田	田	344	344	賃借権	水田	3,440		[武山 マサコ 相続人]		印	北上	
											(持ち分 分の1)				
											[武山 マサコ 相続人]		印		
											(持ち分 分の1)				
											[武山 マサコ 相続人]		印		
											(持ち分 分の1)				
合 計		1筆			344.00 ㎡	344.00 ㎡			3,440 円	手数料	34 円	手数料は(C)が(A)の分を負担する。			
権利の設定内容(D) の各筆共通事項		存続期間(始期及び終期)				令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日									
		借 賃 の 支 払 方 法		◎権利の設定をする者(A)の場合 毎年11月25日までにし手(所有者)指定口座に手数料を差引、振込むこと。 ◎権利の設定を受ける者(C)の場合 毎年11月10日までに手数料を加えて支払う。											

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入)

2. 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この農用地利用集積等促進計画の公告により設定される。

(2) 借賃の変更

この計画に同意した後に農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行う借賃等の情報(以下「借賃等の情報」という。)の提供があった場合には、その借賃等の情報を勘案し、権利の設定をする者(以下「甲」という。)、及び権利の設定を受ける者(宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)以下「乙」という。)が協議して定める額(協議が調わなかった場合は農業委員会(市町村)が調整した額)に変更することができる。

(3) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、乙が支払期限までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期限までその支払を猶予する。

また、甲は当該転借人より借賃が支払われない場合は、乙に対し当該転借人より借賃が支払われるまで猶予する。

(4) 転賃

甲は、乙が目的物を第三者に転賃して当該転借人に使用及び収益させることに異議がない。

(5) 借賃の増額又は減額

目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の増額又は減額の請求があり、乙が当該借賃を増額又は減額する場合には、乙は甲に対して増額又は減額の請求をすることができる。また、民法第609条の規定に基づき、利用権の目的物が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃が不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、その収益の額に至るまで、減額を請求することができる。

増額又は減額すべき額について甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとし、協議が調わないときは農業委員会(市町村)の調整した額とする。

(6) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める権利の存続期間の中途において解約しようとする場合には、同意を得るものとする。

(8) 修繕及び改良

ア 乙は目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、甲と協議のうえ定めるものとする。

イ 目的物の修繕は、甲が行う。ただし、緊急を要するとき、その他甲において行うことができない場合で乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。

ウ 目的物の改良は、乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、その同意を要しない。

エ 修繕費又は改良費の負担又は償還は民法及び土地改良法に従う。

なお、償還すべき有益費の額について甲乙の協議が調わないときは、甲及び乙双方の申し出に基づき市町村(農業委員会)が設定した額とする。

(9) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、甲が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として乙が転借人に負担させる。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が転借人に負担させる。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が転借人に負担させる。

(10) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、「農地中間管理事業に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条に該当するときは、知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(11) 権利の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定された権利は消滅する。

(12) 目的物の返還

ア 権利の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から30日以内に甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

イ 乙は(8)のエによる場合、その他法令による権利である場合を除き、目的物の返還に際し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積等計画に定めるところにより設定されている権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議のうえ、真にやむを得ないものと認められる場合にはこの限りではない。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、甲乙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議して定める。

3. 権利の設定を受ける者の農業経営の状況等

該当なし

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社貸付)

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

1の各筆明細に定める宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）（以下「乙」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「丙」という。）が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

乙は、丙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用集積等促進計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、乙、丙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転賃

丙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転賃してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾を得た場合はこの限りではない。

(5) 遅延損害金

ア 丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年14.6パーセントの割合で計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙は、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他乙において修繕することができない場合で乙の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 丙は、乙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には乙の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

乙及び丙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方及び土地所有者の同意を得るものとする。

(8) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、土地所有者が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として丙が負担する。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、丙が負担する。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、丙が負担する。

(9) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、乙及び丙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(10) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、丙は、その満了の日から30日以内に、乙に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

乙及び丙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、乙、丙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) 権利取得者の責務

丙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(13) 機構関連事業の施行

乙が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、乙丙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、乙丙及び県が協議して定める。

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入、公社貸付)

捺印



佐藤 まつ子
大内 弘

1. 各 筆 明 細

		市町村名 (同意印)		石巻市		公告年月日		令和 年 月 日							
整 理 番 号	権利の設定をする者の氏名又は名称及び住所(A)		(氏名又は名称) [遊佐 貞子(自署)]		(同意印)		(住 所)								
	権利の設定を受ける者・権利の設定する者の氏名又は名称及び住所(B)		(氏名又は名称) 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑 正徳		(同意印)		(住 所) 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号								
	権利の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所(C)		(氏名又は名称) 大内 弘		(同意印)		(住 所) 宮城県石巻市北上町女川字中斉41								
権利を設定する土地(D)										権利の設定内容(E)		権利の設定する土地(A)以外の権限者等(F)			
所 在		地番	地 目		面 積 (㎡)		権利の種 類	内 容	借 賃 (円)	住 所	氏名又は名称	権限の種 類	(同意印)	備 考	
大 字	字	枝番	登記簿	現 況	登記簿	現 況									
北上町橋浦	行人前	631 2	田	田	4,737	4,737	賃借権	水田	56,844		(佐藤 まつ子 相続人)			北上	
											(持ち分 分の1)			印	
											(佐藤 まつ子 相続人)			印	
											(持ち分 分の1)				
											(佐藤 まつ子 相続人)			印	
											(持ち分 分の1)				
合 計		1 筆			4,737.00 ㎡	4,737.00 ㎡			56,844 円	手数料	568 円	手数料は(C)が(A)の分を負担する。			
権利の設定内容(D) の各筆共通事項		存続期間(始期及び終期)				令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日									
		借 賃 の 支 払 方 法		◎権利の設定をする者(A)の場合 毎年11月25日までに出し手(所有者)指定口座に手数料を差引、振込むこと。 ◎権利の設定を受ける者(C)の場合 毎年11月10日までに手数料を加えて支払う。											

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入)

2. 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この農用地利用集積等促進計画の公告により設定される。

(2) 借賃の変更

この計画に同意した後に農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行う借賃等の情報(以下「借賃等の情報」という。)の提供があった場合には、その借賃等の情報を勘案し、権利の設定をする者(以下「甲」という。)、及び権利の設定を受ける者(宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)以下「乙」という。)が協議して定める額(協議が調わなかった場合は農業委員会(市町村)が調整した額)に変更することができる。

(3) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、乙が支払期限までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期限までその支払を猶予する。

また、甲は当該転借人より借賃が支払われない場合は、乙に対し当該転借人より借賃が支払われるまで猶予する。

(4) 転賃

甲は、乙が目的物を第三者に転賃して当該転借人に使用及び収益させることに異議がない。

(5) 借賃の増額又は減額

目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の増額又は減額の請求があり、乙が当該借賃を増額又は減額する場合には、乙は甲に対して増額又は減額の請求をすることができる。また、民法第609条の規定に基づき、利用権の目的物が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃が不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、その収益の額に至るまで、減額を請求することができる。

増額又は減額すべき額について甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとし、協議が調わないときは農業委員会(市町村)の調整した額とする。

(6) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める権利の存続期間の中途において解約しようとする場合には、同意を得るものとする。

(8) 修繕及び改良

ア 乙は目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、甲と協議のうえ定めるものとする。

イ 目的物の修繕は、甲が行う。ただし、緊急を要するとき、その他甲において行うことができない場合で乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。

ウ 目的物の改良は、乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、その同意を要しない。

エ 修繕費又は改良費の負担又は償還は民法及び土地改良法に従う。

なお、償還すべき有益費の額について甲乙の協議が調わないときは、甲及び乙双方の申し出に基づき市町村(農業委員会)が設定した額とする。

(9) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、甲が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として乙が転借人に負担させる。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が転借人に負担させる。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が転借人に負担させる。

(10) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、「農地中間管理事業に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条に該当するときは、知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(11) 権利の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定された権利は消滅する。

(12) 目的物の返還

ア 権利の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から30日以内に甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

イ 乙は(8)のエによる場合、その他法令による権利である場合を除き、目的物の返還に際し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積等計画に定めるところにより設定されている権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議のうえ、真にやむを得ないものと認められる場合にはこの限りではない。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、甲乙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議して定める。

3. 権利の設定を受ける者の農業経営の状況等

該当なし

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社貸付)

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

1の各筆明細に定める宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)(以下「乙」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「丙」という。)が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

乙は、丙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用集積等促進計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、乙、丙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転賃

丙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転賃してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾を得た場合はこの限りではない。

(5) 遅延損害金

ア 丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年14.6パーセントの割合で計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙は、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他乙において修繕することができない場合で乙の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 丙は、乙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には乙の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

乙及び丙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方及び土地所有者の同意を得るものとする。

(8) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、土地所有者が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として丙が負担する。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、丙が負担する。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、丙が負担する。

(9) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、乙及び丙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(10) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、丙は、その満了の日から30日以内に、乙に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

乙及び丙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、乙、丙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) 権利取得者の責務

丙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(13) 機構関連事業の施行

乙が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、乙丙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、乙丙及び県が協議して定める。

農用地利用集積等促進計画 (権利設定・公社借入, 公社貸付)

捺印
門間 克明
前野 利春

1. 各筆明細

整 理 番 号			(氏名又は名称) [門間 克明(自署)]		(同意印)		仙台市		公告年月日		令和 年 月 日								
	権利の設定をする者の氏名又は名称及び住所 (A)						(住 所)												
	権利の設定を受ける者・権利の設定する者の氏名又は名称及び住所 (B)		(氏名又は名称) 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑 正徳		(同意印)		(住 所) 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号												
	権利の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所 (C)		(氏名又は名称) 前野 利春		(同意印)		(住 所) 宮城県石巻市広瀬字新田22番地												
権利を設定する土地(D)														権利の設定内容(E)		権利の設定する土地の(A)以外の権限者等(F)			
所 在		地番	地 目		面 積 (㎡)		権利の種 類	内 容	借 賃 (円)	住 所	氏名又は名称	権限の種 類	(同意印)	備 考					
大 字	字	枝番	登記簿	現 況	登記簿	現 況													
広瀬	物見沢	246 2	田	田	171	171	貸借権	水田	1,710										
合 計		1 筆			171.00 ㎡	171.00 ㎡			1,710 円	手数料	17 円								
権利の設定内容(D) の各筆共通事項		存続期間 (始期及び終期) 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日																	
		借 賃 の 支 払 方 法		◎権利の設定をする者 (A) の場合 毎年11月25日までに出し手 (所有者) 指定口座に手数料を差引, 振込むこと。 ◎権利の設定を受ける者 (C) の場合 毎年11月10日までに手数料を加えて支払う。															

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入)

2. 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この農用地利用集積等促進計画の公告により設定される。

(2) 借賃の変更

この計画に同意した後に農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行う借賃等の情報(以下「借賃等の情報」という。)の提供があった場合には、その借賃等の情報を勘案し、権利の設定をする者(以下「甲」という。)、及び権利の設定を受ける者(宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)以下「乙」という。)が協議して定める額(協議が調わなかった場合は農業委員会(市町村)が調整した額)に変更することができる。

(3) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、乙が支払期限までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期限までその支払を猶予する。

また、甲は当該転借人より借賃が支払われない場合は、乙に対し当該転借人より借賃が支払われるまで猶予する。

(4) 転賃

甲は、乙が目的物を第三者に転賃して当該転借人に使用及び収益させることに異議がない。

(5) 借賃の増額又は減額

目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の増額又は減額の請求があり、乙が当該借賃を増額又は減額する場合には、乙は甲に対して増額又は減額の請求をすることができる。また、民法第609条の規定に基づき、利用権の目的物が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃が不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、その収益の額に至るまで、減額を請求することができる。

増額又は減額すべき額について甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとし、協議が調わないときは農業委員会(市町村)の調整した額とする。

(6) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める権利の存続期間の中途において解約しようとする場合には、同意を得るものとする。

(8) 修繕及び改良

ア 乙は目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、甲と協議のうえ定めるものとする。

イ 目的物の修繕は、甲が行う。ただし、緊急を要するとき、その他甲において行うことができない場合で乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。

ウ 目的物の改良は、乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、その同意を要しない。

エ 修繕費又は改良費の負担又は償還は民法及び土地改良法に従う。

なお、償還すべき有益費の額について甲乙の協議が調わないときは、甲及び乙双方の申し出に基づき市町村(農業委員会)が設定した額とする。

(9) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、甲が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として乙が転借人に負担させる。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が転借人に負担させる。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が転借人に負担させる。

(10) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、「農地中間管理事業に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条に該当するときは、知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(11) 権利の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定された権利は消滅する。

(12) 目的物の返還

ア 権利の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から30日以内に甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

イ 乙は(8)のエによる場合、その他法令による権利である場合を除き、目的物の返還に際し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積等計画に定めるところにより設定されている権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議のうえ、真にやむを得ないものと認められる場合にはこの限りではない。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、甲乙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議して定める。

3. 権利の設定を受ける者の農業経営の状況等

該当なし

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社貸付)

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

1の各筆明細に定める宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）（以下「乙」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「丙」という。）が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

乙は、丙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用集積等促進計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、乙、丙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転賃

丙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転賃してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾を得た場合はこの限りではない。

(5) 遅延損害金

ア 丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年14.6パーセントの割合で計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙は、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他乙において修繕することができない場合で乙の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 丙は、乙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には乙の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

乙及び丙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方及び土地所有者の同意を得るものとする。

(8) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、土地所有者が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として丙が負担する。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、丙が負担する。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、丙が負担する。

(9) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、乙及び丙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(10) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、丙は、その満了の日から30日以内に、乙に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

乙及び丙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、乙、丙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) 権利取得者の責務

丙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(13) 機構関連事業の施行

乙が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、乙丙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、乙丙及び県が協議して定める。

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入、公社貸付)

捺印



門間 克明
前野 利春

1. 各筆明細

整理 番号	権利の設定をする者の氏名又は名称及び住所(A)		(氏名又は名称) [門間 克明(自署)]		(同意印)		市町村名 (同意印)		仙台市		公告年月日		令和 年 月 日							
	権利の設定を受ける者・権利の設定する者の氏名又は名称及び住所(B)		(氏名又は名称) 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑 正徳		(同意印)		(住 所)		仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号											
	権利の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所(C)		(氏名又は名称) 前野 利春		(同意印)		(住 所)		宮城県石巻市広瀬字新田22番地											
権利を設定する土地(D)														権利の設定内容(E)		権利の設定する土地の(A)以外の権限者等(F)				備考
所 在		地番	地 目		面 積 (㎡)		権利の 種 類	内 容	借 賃 (円)	住 所	氏名又は名称	権限の 種 類	(同意印)							
大 字	字	枝番	登記簿	現 況	登記簿	現 況														
広瀬	物見沢	246 2	田	田	171	171	賃借権	水田	1,710											
合 計		1 筆			171.00 ㎡	171.00 ㎡			1,710 円	手数料	17 円									
権利の設定内容(D) の各筆共通事項		存続期間(始期及び終期)				令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日														
		借 賃 の 支 払 方 法				◎権利の設定をする者(A)の場合 毎年11月25日までに出し手(所有者)指定口座に手数料を差引、振込むこと。 ◎権利の設定を受ける者(C)の場合 毎年11月10日までに手数料を加えて支払う。														

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社借入)

2. 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この農用地利用集積等促進計画の公告により設定される。

(2) 借賃の変更

この計画に同意した後に農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行う借賃等の情報(以下「借賃等の情報」という。)の提供があった場合には、その借賃等の情報を勘案し、権利の設定をする者(以下「甲」という。)、及び権利の設定を受ける者(宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)以下「乙」という。)が協議して定める額(協議が調わなかった場合は農業委員会(市町村)が調整した額)に変更することができる。

(3) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、乙が支払期限までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期限までその支払を猶予する。

また、甲は当該転借人より借賃が支払われない場合は、乙に対し当該転借人より借賃が支払われるまで猶予する。

(4) 転賃

甲は、乙が目的物を第三者に転賃して当該転借人に使用及び収益させることに異議がない。

(5) 借賃の増額又は減額

目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の増額又は減額の請求があり、乙が当該借賃を増額又は減額する場合には、乙は甲に対して増額又は減額の請求をすることができる。また、民法第609条の規定に基づき、利用権の目的物が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃が不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、その収益の額に至るまで、減額を請求することができる。

増額又は減額すべき額について甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとし、協議が調わないときは農業委員会(市町村)の調整した額とする。

(6) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める権利の存続期間の中途において解約しようとする場合には、同意を得るものとする。

(8) 修繕及び改良

ア 乙は目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、甲と協議のうえ定めるものとする。

イ 目的物の修繕は、甲が行う。ただし、緊急を要するとき、その他甲において行うことができない場合で乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。

ウ 目的物の改良は、乙が甲の同意を得て転借人に行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、その同意を要しない。

エ 修繕費又は改良費の負担又は償還は民法及び土地改良法に従う。

なお、償還すべき有益費の額について甲乙の協議が調わないときは、甲及び乙双方の申し出に基づき市町村(農業委員会)が設定した額とする。

(9) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、甲が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として乙が転借人に負担させる。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が転借人に負担させる。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が転借人に負担させる。

(10) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、「農地中間管理事業に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条に該当するときは、知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(11) 権利の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定された権利は消滅する。

(12) 目的物の返還

ア 権利の存続期間が満了したときは、乙はその満了の日から30日以内に甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

イ 乙は(8)のエによる場合、その他法令による権利である場合を除き、目的物の返還に際し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積等計画に定めるところにより設定されている権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議のうえ、真にやむを得ないものと認められる場合にはこの限りではない。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、甲乙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、甲乙及び市町村(農業委員会)が協議して定める。

3. 権利の設定を受ける者の農業経営の状況等

該当なし

農用地利用集積等促進計画(権利設定・公社貸付)

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

1の各筆明細に定める宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）（以下「乙」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「丙」という。）が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

乙は、丙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用集積等促進計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、乙、丙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転貸

丙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾を得た場合はこの限りではない。

(5) 遅延損害金

ア 丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年14.6パーセントの割合で計算して得た額とする。

(6) 修繕及び改良

ア 乙は、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他乙において修繕することができない場合で乙の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは、乙に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 丙は、乙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には乙の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 解約にあたっての相手方の同意

乙及び丙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方及び土地所有者の同意を得るものとする。

(8) 経常経費

ア 目的物に対する租税公課等は、土地所有者が負担する。

イ かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として丙が負担する。

ウ 農業災害補償法に基づく共済金は、丙が負担する。

エ 租税以外の公課でイ及びウ以外のものの負担は、その公課等の支払義務者が負担する。

オ その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、丙が負担する。

(9) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、乙及び丙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(10) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、丙は、その満了の日から30日以内に、乙に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

乙及び丙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、乙、丙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) 権利取得者の責務

丙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(13) 機構関連事業の施行

乙が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(14) その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び農地中間管理事業に要する経費の負担については、乙丙が協議してこの農用地利用集積等促進計画に関し疑義が生じたときは、乙丙及び県が協議して定める。